

第百八回国会 社会労働委員会 議 録 第三号

昭和六十二年五月十五日(金曜日)

午前九時四十六分開議

出席委員

委員長 堀内 光雄君

理事 稲垣 実男君

理事 長野 祐也君

理事 浜田卓二郎君

理事 沼川 洋一君

理事 栗屋 敏信君

理事 大野 功統君

理事 木村 義雄君

理事 佐藤 静雄君

理事 高橋 一郎君

理事 中山 成彬君

理事 藤本 孝雄君

理事 箕輪 登君

理事 大原 亨君

理事 田口 健二君

理事 中沢 健次君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

理事 吉井 光昭君

理事 田中美智子君

出席國務大臣

厚生 大臣 斎藤 十朗君

労働 大臣 平井 卓志君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 大出 峻郎君

厚生大臣官房長 北郷 勲夫君

厚生省健康政策局長 竹中 浩治君

厚生省保健医療局長 仲村 英一君

厚生省社会局長 小林 功典君

厚生省児童家庭局長 坂本 龍彦君

厚生省保険局長 下村 健君

厚生省年金局長 木田 努君

厚生省看護局長 木戸 脩君

社会保険庁年金保険部長 岸本 正裕君

労働大臣官房長 岡部 晃三君

労働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

労働省職業安定局長 白井晋太郎君

委員外の出席者

議 員 田口 健二君

議 員 沼川 洋一君

議 員 田中 慶秋君

厚生大臣官房審議官 末次 彬君

厚生省児童家庭局長 村岡 輝三君

労働省職業安定局長 小倉修一郎君

労働省雇用対策局長 策室長 二橋 正弘君

自治省財政局調査室長 小川 徳治君

自治省税務局市町村税課長 石川 正暉君

社会労働委員会調査室長

委員の異動

五月十五日

辞任 田邊 誠君

補欠選任 大原 亨君

同日 廣瀬 秀吉君

寺前 巖君

野間 友一君

同日 補欠選任

大原 亨君

田邊 誠君

田口 健二君 廣瀬 秀吉君

五月十五日

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出、衆法第一四号)

提出、衆法第一四号)

は本委員会に付託された。

五月十五日

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出、衆法第一四号)

提出、衆法第一四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求むるの件(内閣提出、承認第二号)

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出、衆法第一四号)

臨床工学校士法案(内閣提出第九一号)

義肢装具士法案(内閣提出第九二号)

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出、衆法第一四号)の撤回許可に関する件

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案起草の件

○堀内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。池端清一君。

○池端委員 医薬品副作用被害救済基金法の改正案につきまして、一点だけ斎藤厚生大臣に確認の質問を行いたいと思います。

去る五月十二日の与野党国対委員長会談におきまして、売上税法の取り扱いについては合意をしておりました。したがって、この医薬品副作用被害救済基金法改正案の附則第十一条の規定は事実上の削除となる、こういうふうな解釈をしておりますが、その解釈でよろしいかどうか、大臣の確認を求めたいと思います。

○斎藤國務大臣 この規定につきましては、与野党国対委員長会談の合意に従って処置いたしました。

○池端委員 よろしいです。

○堀内委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○堀内委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共

同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。沼川洋一君。

○沼川委員 私、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、本動議につきまして御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法案施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一 医薬品副作用被害救済・研究振興基金の研究振興業務の運営については、民間の活力が発揮されるよう基金の自主性の尊重と民間の意見の反映に留意すること。

二 バイオテクノロジー等の先端技術に関する試験研究を実施するに当たっては、生命倫理に十分配慮し、適正な試験研究が行われるよう指導・監督に万全を期すること。

三 医薬品副作用被害救済制度の活用促進のため基金制度の周知徹底を図るとともに、救済事業の迅速な事務処理のための改善を進めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

長野祐也君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤厚生大臣。

○斎藤厚生大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○堀内委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀内委員長 内閣提出、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件の両案件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永井孝信君。

○永井委員 大臣に冒頭お尋ねしたいと思いますが、これは国連の障害者年の十年間の中間年に当たるわけですね。この障害者年だけではない、例えば婦人年であるとか青年年であるとかあるいは人権年であるとか、いろいろなことがういう国連の行事として行われていくわけですが、いつも思うのであります、初年度は多彩な行事があります。そしてビジョンが派手に打ち上げられていくわけですが、どうも見てみると、政府の対応は線香花火に終わる傾向が強いんじゃないかという危惧を持っているわけでありまして、

そこで、お尋ねをするわけでありまして、これまでの五年間における長期計画の進捗状況はどう

なっているか、あるいは今後の後半に向けての取り組みはどのように進めようと考えていらっしゃるか、大臣の答弁を冒頭にお伺いしておきたいと思ひます。

○平井国務大臣 ただいま委員が冒頭に御指摘になりました点については、まことに心すべきものであらうと考えております。昭和五十七年三月に策定されました障害者対策に関する長期計画におきましては、障害者の雇用対策について、特に重度障害者に最大の重点を置きまして、可能な限り一般雇用の場を確保するために力を入れてまいりましたところでございます。この方針に沿って諸施策を推進してきたわけでございます。

この国連の障害者の十年の後半期における取り組みにつきましては、現在中央身障者対策協議会の場において、後半期における重点施策について御審議をいただいておりますところでございまして、同協議会において結論が出された場合には、その結論を尊重して、さらに積極的に障害者雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

○永井委員 大臣の答弁がありましたけれども、答弁のとおり、政府としても障害者の方々のための政策をより積極的に推進されるようにお願いを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

さて、法律案の具体的な中身に入っていくわけですが、まず初めに、今回の法改正によりまして、雇用対策そのものが充実強化されるというところになっております。そのためには障害者雇用対策のための予算というものが十分に確保されねばならないと私は考えるわけであります。また障害者の雇用がどんどん進んでまいりますと、当然のこととして納付金の減額が起きてくるわけですね。この予算上の問題であります。政府が対応するために必要な予算を確保する、加えて障害者を雇用しなかった場合の納付金制度が片方にある、その両方が相関関係を持って運用されてきていると思うのであります、その納付金の減少なども含めて、これからの予算対応についてどうされるのか、初めにお聞きをしておきたいと思ひます。

○平井国務大臣 ただいま御答弁申し上げましたように、労働省としては障害者対策は今後も引き続き最重要課題の一つでございます。

御指摘の予算でございますが、必要な予算の確保につきましては、本年度は二百九十八億八千二百万円、対前年で十一億三千百万円が増額でございます。今後ともこの対策の予算の確保につきましては、最大限の努力をしてみなければならぬと考えております。

いま一点、納付金の問題でございますが、これは身体障害者の雇用に伴う経済的な負担の調整等を目的としたものでございまして、雇用率より少なく身体障害者を雇用しておる場合に徴収するものでございまして、身体障害者の雇用の改善に伴って、これは減少することとなるわけでございまして、したがって、その目的は事業主提出の共同事業たる性格もございまして、国の予算でこれを補うというのには困難ではなからうかと私は考えております。また政府としましては、納付金のこのような性格から、これになじむ施策につきましましては、納付金を財源として行っておりますが、国の施策として行いべき職業リハビリテーションに関する施策等については、国の予算により行っておりまして、今後とも納付金のみにより依存することなく、必要な予算の獲得にはやはり全力を挙げなければならぬと考えております。

○永井委員 確かに予算上の努力はされているわけですが、今回は、この法律が改正されるという立場からいいますと、予算上の努力というのは、国がどう責任ある行動をとるかという面から、まだまだこれで十分というわけではないのであります。しかも雇用が確保されてまいりますと、納付金が減少する、これは具体的な事実でありますから、納付金に依存することのなかなければならない、私はこう思うわけです。そ

○白井政府委員　お答え申し上げます。

○永井委員 次の質問に

○白井政府委員　お答えいたします。

第一類第七号 社会労働委員会議録第三号 昭和六十二年五月十五日

この協会自体につきましては、今先生御指摘の

○永井委員 心配ないようにした。

そのリハビリテーションの関係上

昭和六十一年五月十五日

○白井政府委員　お答えいたします。

また、医療から職業に

それからいきますと、例えばこの職業リ

この障害者の職業カウンセラーの専門性を

三

するということになってくる。あるいは重度障害者の場合も同じであります。重度障害者については三年間にわたって毎月三万円という高額の補助金が出るようになってゐるわけですが、これを食い逃げするという不届きな企業も私が見る中でもかなり存在をするわけですね。

あるいは施設の関係でいいますと、助成金の支給を受けて障害者の方々のためということで施設

の新設をする、その事業が終わってしまうと、い
ろんな理由をつけて、その重度障害者の方々の雇
用を打ち切ってしまう、こういうケースが随分あ
るのです。だから助成金の審査に当たっては、
もちろん十分な調査を行うとともに、この助成金
の支給後においてどうなっていくのかということ
の事後フォローアップというものを、労働者は
当然の義務としてやるべきではないかと思うので
すが、どうですか。

○白井政府委員 お答えいたします。

障害者を雇い入れるにつきましては、今先生御
指摘のように、助成措置をとっているわけでご
います。この助成金の支給が終わったら障害者
を解雇するというような例があるということは、
我々も聞き知っております。そういうことのない
ように十分指導いたしておりますが、しかし、な
かなかこれは個々には難しい点があるわけでご
いますけれども、具体的な措置としては、制
度の趣旨に反しまして、実質上の解雇に当たる措
置等を講じた場合には助成金の支給をしない、ま
たは返還させることなどの措置をとることによ
りまして、厳正に対処してまいりたいと考えてお
ります。

それから、なお後段の施設等に対しまして助成の
問題でございますが、これにつきましては、そも
そも助成金を認定するに当たりましては、身体障
害者雇用促進協会、現在の協会でございますが、そ
こに設けられております委員会の専門的な助言を
得つつ、経営内容や障害者の雇用状況等を厳正に
審査してまいっているわけでございますが、残念
ながら、その受けた事業所の中に、予期に反した
ような業績または措置がとられたというもの等に
つきまして、特にそこまで悪質な点がなくとも、
経営上から倒産するというようなものが具体的に
は出てきております。このような審査につきまし
て、より慎重な審査を行うとともに、助成金の支
給後につきましても、関係機関と密接な連携をと
りながら、十分なフォローアップを行ってまいり
たいと思っております。

○永井委員 ぜひひとつ厳格にそういう答弁の趣
旨を執行してもらいように重ねて要望しておきま
す。

次に、雇率の問題ですが、今度雇率が少し
拡大されました。非常にいいことだと思ってい
ますが、一つは、この雇率、定めた雇率を
達成したら、障害者の方々が就職希望している人
は、全部それでこの雇率の中に入り切ってしまう
のか、そういうことで算定されているのかどう
か。

時間がありませんから、はしりますけれども、
もう一つは、非常に不届きな話でありますけれど
も、納付金さえ払えば障害者を雇用しなくてもい
いという考え方を持っている事業者がまだ多い
のではないか。かつていろいろ調査をしてみま
すと、雇率を達成している企業は全企業数の四
〇〇程度だ、こう言われたこともありまして。し
かし、これは極めて中小零細企業に多いのであ
る、むしろ大企業ほど実は雇率の達成に熱心で
はないのです。だから大企業が熱心になって雇
用率を達成してくれば、障害者はたくさん雇用
できるのではありませんか、それができていな
い。こういう関係から納付金さえ払えばいいとい
う考え方をあくまでも払拭させるように、これは
責任を持って進めてもらいたい。雇率を達成で
きれば雇用希望者が全部確保できるのかどうか。
もう一つは、一つの提議であります。障害者
といってもいろいろあります。例えば私の近く
にも福祉工場がありますけれども、下半身不随の
方々が、上半身はまさに健康者でありますから、
上半身を使っている仕事は十分にできるわけだ
と、そういう人は生き生きとして仕事をしていま
す。

「委員長退席、長野委員長代理着席」
しかし、障害の部位、程度によって変わってくる
わけでありまして、障害者の方々が就職希望
する場合に、例えば短時間ならできるとかある
は短時間しか就業できないような業務があれば、
それにも就職してみたいとかいろいろなかことがあ
ると思うのです。そういう障害者の方々のニ
ーズにこたえていくためには、そういう人たちの短
時間雇入れをいたしたとしても、例えば半日、
普通の健康者の人の二分の一勤務すれば、雇率
では二分の一で算定してあげるとか、いろいろな
ことを通して雇率主にも協力をいただくというこ
とはできるのじゃないかと思いますが、この関係
について三つほど言いましたけれども、もう時間
の関係もありますから、ひとつ簡単に答えてくだ
さい。

○白井政府委員 お答えいたします。

まず、第一点につきましては、この雇率達成
によりまして、一般の雇用失業情勢の中の失業率
を含めまして、一般の人と同じ雇用状況になると
いうことでございます。

それから、二番目の問題でございますが、納付
金を支払った雇率達成でもいらないという思想が
あるとすれば、この法律の趣旨は、納付金を支
払ったといっても、雇率の制度上身体障害者を
雇用する義務は残るわけでございます。これら
の企業に對しましては、雇入れ計画制度その他
に基づきまして、雇率達成の指導を強力に推進
してまいりたいと思っております。今後とも推進し
てまいりたいというふうに考えております。

それから、パートの問題につきましては、先生
の御提言は一つの非常に有効な御提言だというふ
うに思っております。その率の取り扱いとかいろ
いろな方法等もございまして、また障害者の障害
の種類や程度、希望等に基づくとともに、雇用の
場のいろいろな状態もあるわけでございますので、
その雇用の場のあり方等も十分検討してまい
りまして、今後前向きな検討課題として勉強して
まいりたいというふうに思っております。

○永井委員 次に、重度障害者の雇用を促進する
立場から考えまして、保護雇用制度、ヨーロッパ
にもありますね、そういう保護雇用制度というも
のを導入すべきではないかと思うのですが、どう
ですか。これも一言でお答えください。

保護雇用につきましては、重度障害者の雇用、
就業の場を確保する上で国家的な手段であると評
価する御意見もございしますが、また一方、結果的
に一般雇用への移動を少なくして滞留現象をもた
らす等の問題があるというような御指摘もござい
ます。昭和五十七年に提出された身体障害者雇用
審議会の意見書等におきましても、意見が分かれ
ているような状況でございます。

○永井委員 時間がなくなりました。は
しります。

厚生省にお尋ねをいたしますが、障害者の方々の
ための共同作業所というのは随分全国にありま
す。実数は私も把握し切れずおりませんけれども、
当委員会でも私も何回か取り上げてまいりま
して、この共同作業所に対する国の助成も対象箇
所をふやしてまいりました。しかし問題は、特定
の団体に委託して行っているわけでありまして、
その団体に属さない共同作業所は全部網の目
から漏れていくわけですね。ところが就職もま
まならぬということから父兄の方々が集まったり、
あるいは地域の方々が知恵を出し合ったり、資金
を出し合ったりして零細な共同作業所を随分つく
っているわけでありまして、そういうところこそ
そ国の助成というものが必要じゃないか、私はこ
う思うのです。

その場合に、団体に加盟していないからなか
かその対象がつかみにくいとか、この業務が円滑
に遂行できないという問題点があるとすれば、
それこそ地方自治体も存在することでありま
すから、そういう地方自治体にも協力をいただい
てやるべきだと思っておりますが、やはりあま
ねく広くこの法の精神を生かすために、この共同
作業所に対する補助の執行について、厚生省、簡
単に答えてください。

○村岡説明員 御説明を申し上げたいと思いま
す。
いわゆる共同作業所、小規模作業所というもの
につきまして、親の会の行います通所援護事業が
含まれております。これにつきまして、全日本精

神薄弱者育成会を通じて補助を行っておるところでございます。これについての御質問でございますが、この親の会を通じて補助をしている理由といたしましては、三点ほど考えておるわけでございます。

まず第一点は、小規模作業所などの精神薄弱者のための地域におきます支援活動におきましては、精神薄弱者の親あるいは親の会の果たす役割が大きい、このような親たちのボランティア活動である通所支援事業を推進、助長することが適当ではないか。二つ目は、親たちを中心とする作業所につきましては、国庫補助が行われましたのは五十二年度からでございますけれども、以前から行われておりました、今日まで地域におきます支援活動の中心となつて活動してきています。それから第三点といたしましては、全日本精神薄弱者育成会、他にこれに比肩し得るようなものがない規模の精神薄弱者サイドの全国団体でありまして、全国に支部があるあるいは運営がしっかりしているというようなことから、十分な能力のある団体ではないか、こういう事情から、補助する団体としては、これを実施しております全日本精神薄弱者育成会が適当ではないかということで実施をいたしておるところでございます。

○永井委員 今の育成会とかいろいろなところの団体を通して、あるいはほかのいろいろな、今説明がありましたような三点あるのですが、そんなことを聞いておるのじゃないのです。そういうところから漏れていく、網の目から漏れていくような零細のボランティア、善意で集まってやってくるような共同作業所をどうやって対象にして援助していくのかということをお尋ねしているのである、今の厚生省が言っているような援助の仕方というのはわかり切った話なのだから、そういう答弁を求めておるのじゃないのだ。もう時間がありませんから答弁は要らぬから、後でどういふふうにするのか私のところへ言ってきてください。

○平石委員 今度の法改正によって雇用促進事業団から日本障害者雇用促進協会へ業務移管される

わけですね。だから移管される職員の関係についても触れておかなければいけないと思うのですが、この移管される職員の労働条件が低下しないように関係労働組合と十分協議してもらわなくてはならない、業務移管の趣旨が生かされるように、労働省としても十分に指導してもらわなくてはならないと思うのでありますが、どうですか。

○白井政府委員 お答えいたします。

今回の業務移管によりまして移管される職員の労働条件につきましては、移管に伴いまして低下するようないことがあってはならないと我々は考えております。これらの職員の労働条件等につきましては、関係労使で話し合うべき問題ではございますが、労働省としましては、この話し合いが十分円滑に進められるように環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○永井委員 最後に、締めくくりに大臣にお答えいたしたいと思うのでありますが、今厚生省に私が申し上げましたように、この精神薄弱者の方々の共同作業所一つとてみても、本当に善意の固まりでやっているとところが多いのです。この所管は厚生省がもしぬけぬけれども、そういうところにもっともつとそういう法律の精神を生かした国の施策が行き届くように、労働省の側も努力してもらわなければいかぬわけですね。

もう時間が終了になりましたので、きょうはこれ以上言うことはできませんけれども、そういう本当に底辺で頑張っている皆さんに、自立自助とすることだけではなくて、国が手を差し伸べることもできるものは、これは厚生省の管轄だ、これは労働省の管轄だということだけではなくて、それこそお互いに連携をとって実のあるものにしていただきたい。これがまず一つです。

そして障害者にとって就職したり社会人として健常者の皆さんと同じように生活できるようにすることが大きな夢なのですね。そういうことになってきますと、今回の法改正によって直ちに障害者の方々が全員働くことができるようになることは私には思いませんけれども、この法律というものは

働きたいと願う障害者やその家族にとっては大きな希望を与えていくと私は思うのです。したがって、その希望をまさに灯を消さないようにするために、ひとつ労働大臣が積極的に担当の大臣として、この法改正をさらに実りのあるものにしていくために、これからの対応というものを決意として私は言ってもらいたいと思うのです。

○平井国務大臣 前段で御指摘の点は、共同作業所の問題等々に対する国の支援体制をさらに強化できないかということでございますが、いずれにしても、結果的にそれが効果を発揮して働かなければ全く意味がございませんので、実態に即して効果的な結果が得られるような方向で、そういう体制は今後順次強化すべきであらうと考えております。

今後の問題でございますけれども、今回の法改正により何となく事足りるという考えでございまして、ただ御案内のように、相当思い切った改正でございますので、職業リハビリテーションの実施体制は相当整備強化されます。そしてまた今後の雇用対策面につきましても、おのずから抜本的な強化ということになるわけでございます。

が、やはりこういう問題は、この法律すべての底に流れておる趣旨と申しましうか、やはり社会的連帯感と責任を持ってやらなければ、これは到底効果的でないということでございますので、さうに見直しながら、今後すべてこういう弱い立場の方々があすへの希望を持って十分に働けるような環境整備、さらには法律の改正、制度、またその運用に当たりましても、法律と制度ができたから、これですべてうまくいくかと申しますと、これは委員も御案内のように、すべてその趣旨に当る運用の中身、やはり機動的、弾力的かつ親切にきめ細かく応分の配慮をいたしながら、この趣旨が生かされるような方向で全般的に強化する対策という方向で最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

○永井委員 終わります。

○長野委員長代理 平石磨作太郎君。

○平石委員 まず大臣にお伺いをいたします。今回の法改正、非常に対象範囲を広められまして、まことに大きな前進である、このように理解するわけですね。五十六年、当時国際障害者年、あのとき私は藤尾労働大臣に申し上げたことがあるのですが、「完全参加と平等」、こういうことで障害者年が行われたわけですが、その当時政府に行動計画といひますか長期計画を推進する主要な関係でもって組織ができたわけでありましたが、そのときに労働大臣がこれに参加してなかった、なぜ参加しないのか、こういふことを国会で取り上げたことがございます。したがって、その当時の状況からいいますと大変な前進である、こういう気がするわけでして、今回新法の対象として、今の身体障害者福祉法あるいはそれぞれの諸法にある障害者を乗り越えて、障害者として、いわゆる機能を喪失したあるいは機能が減退したという者まで対象を広げたわけですが、この理由、それからその対象の障害者、これについて大臣に簡単に一言お願いを申し上げます。私の時間二十五分です、ひとつ御協力をお願いいたします。

○平井国務大臣 改正法案におきましては、「障害者」とは「身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう」とされておるわけでございまして、これまで身体障害者雇用促進法の対象とされてきました身体障害者に加えて精神薄弱者、精神障害者等を含み、障害の種類はいかんなを問わず職業生活におきまして相当のハンディキャップを有する方々をすべて含む、そういうことを今回の改正法の対象といたしまして、全般的に今申し上げましたような対象について今後国が施策に力を入れていくというところでございます。

○平石委員 それでは局長にお伺いをいたします。障害者ということについてちょっとお聞きをしておきたいのですが、障害者というのは、申し上げましたように、機能喪失とかあるいは機能が減

退したという場合でございますが、特にこの中で限定をして申し上げますと、身体障害者、肢体不自由児というのは外からわかります。内部疾患を持つ障害者、これは一応手帳によって確認ができると思うのです。ところが今回入りましました精神の障害、こういうことでございますが、これも非常に結構なこととして、私これを非常な前進と見ておるわけでありまして、どのようにして把握するか。障害者というのは、病状が固定をする、治療効果が上がらない、だから固定をして残存障害として残ったものが障害なんだ。そうすると、肢体不自由児はわかるのでございますが、精神の障害の場合は、外から見たときに、あなたは精神に残存障害が残っておる、これはわかりません。これをどのようにして把握するか、対象にしていくか。したがって、そこまでは非常に難しいところだが、そこまで踏み切っておられるので、ぜひひとつそのことについて一言お伺いをしておきたいと思っております。

○白井政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、精神の障害、いわゆる精神薄弱者や精神障害者につきましては、雇用促進等を図るためには、取扱い対象として決定するには非常に難しい問題を抱えております。現在安定期で行っております障害者に対する求職登録制度におきましては、精神薄弱者、精神障害者につきましては、本人や保護者の申し出によって初めて登録がなされるという制度をとっておりますのでございます。この法律改正後におきましては、原則としては、同様の考え方方で職業指導、職業相談等を行ってまいりたいと考えております。

ただ、精神薄弱者につきましては、実雇用率に今度カウントするわけでございますので、その他の援護措置の適用の場合を含めまして、その確認をしなければならぬということが不可欠になってくるわけでございますが、精神薄弱者につきましても、精神薄弱者判定機関の判定を基礎としまして、都道府県知事が発行いたしております療育手帳がございまして、原則としてこれによって判断してまいりたい。ただ、手帳のない者につきましても、もし希望する者があれば、精神薄弱者判定機関の判定書等によりまして確認をしてまいりたいと思っております。

それから、精神障害者の確認はなおまた難しいのでございますけれども、この場合も、精神障害者が職場適応訓練制度等を利用したいという希望があった場合につきましては、今申しましたように、医師の意見書をもってこの判定をしてまいりたい。そしてこれらの人々につきましては、人権上の問題を引き起こさないように、取扱機関はもちろんでございますが、個人の秘密の保持につきましても、事業主に対しても十分指導してまいりたいと思っております。

〔長野委員長代理退席、浜田（卓）委員 長代理着席〕
○平石委員 大変結構な答弁ですが、そのようにプライバシーの問題もございまして、当然本人その他家族の申し出等をも一つの基礎にしてこれを行っていく、こういうことが妥当だと思っております。

そこで、私ちょっと紹介申し上げたいのですが、高知県に昭和二十八年ごろから光の村という、精神障害者を取り扱い、教育をし、技能をつけ、能力開発を行ないながらずっと取り組んでおられるところがございます。これが昭和六十一年の四月二十一日に東京にも来まして、全国からそのような子供さんが来ますから、東京の父兄その他がぜひ東京にもつくってほしいということで、六十一年四月に東京にも開設をいたしました。

これはどういふことかといふと、もちろん厚生省所管でございまして、労働省所管ではございせんので、どうにもなりませんけれども、私が申し上げたいことは、非常に低い労働能力を持つておる方、低いといったら語弊がありますけれども、この方々は確かに相当緻密に、相当根気よく指導していかないと社会進出が難しい、こういうお子さんでございまして、当然のこととして、そういう中で小さいうちからやっていかねばならない、こういうことがその経験から言えるわけなんです。したがって、労働省が今回そういった対象を広めて、職業能力ができた、社会進出ができる年次に達して、これからやりましよう、こうなりましても、現実の場合に機能が働かない。したがって、せっかく法でそのように広めてはいたしましたが、せつかく法でそのように広めてはいたしましたが、対象にはまっていけない、こういうことが考えられるわけなんです。したがって、ここをどのような形で、何とかやってやれるというふうな形で、この法律を機能させるためにはぜひ考えてもらわねばならないところなんです。ひとつ御見解を賜りたいと思っております。

○白井政府委員 お答えいたします。

幼い精神薄弱者の人々、もちろん子供さんにつきましては、先生御指摘のように、学校でもその取り扱うべき問題でございまして、基本的には養護学校等の教育下において教育の一環として行われなければならない、また親御さんの方もそういうことを望んでおられるというふうに思っています。しかし一方、職業能力の開発等につきましては、在学中からいろいろな指導が必要なのでございまして、その在学中の職業評価、職業指導等の職業リハの実施につきまして、その効果的な実施が行われるように、従来から進路指導等の関係者を考慮しながら心身障害者職業センターにおける職業評価、それから精神障害者特殊学級等の生徒及び保護者に対する特別職業指導、それから職場適応指導等を実施してきているところでございまして、これらの連携関係を今後ますます緊密にしていきたいと思います。なお、今回の法改正案におきましては、精神障害者を実雇用率にカウントすることのほか、地域の障害者職業センターにおきまして職業準備訓練を行う、それを系統的、総合的に進めて、就職またはいよいよ一般の職業生活を行うにつかましての能力開発をやってまいりたいと考えておりますので、御指摘の点を十分踏まえてやってまいりたいと思っております。

○平石委員 これはせつかく広げていただきましたので、効果あらしめるためにひとつよろしくお願いをしておきたいと思うわけです。それから、そういったお子さんたち、障害者、これは今までもそうでございまして、雇用率が達成できない場合は、いわゆる納付金、こういったことで法律上義務づけられているわけですね。ところがこの資料等を拝見いたしますと、未達成企業が四六%、こういうことが資料の上に出ております。したがって、労働省がこの雇用率については、企業に対する指導も相当行われておるということではわかるんですが、また雇用率につきましても、若干の伸びというふうなことでございまして、それほど顕著なものになっていないということから、企業に対してどのように指導がなされておるものか。そしてこの企業が、先ほどの議論にもありました、これから納付金さえ納めればよいじゃないかというふうな軽い気持ちになってもらっても困るので、そこあたりをどのようにして指導をやっていくか、簡単にお願いをしたいと思います。

○白井政府委員 先生御指摘のように、身体障害者の雇用の促進につきましては、鋭意努力いたしておるところでございますが、率その他から見ますと、必ずしも大幅な伸びを行っていない。残念ながら横ばい状況であるという状況でございまして、一つには、重度障害者が非常にふえてきておるということ。それから精神薄弱者等の雇用の促進につきましても、手間と申しますか手厚い対応をしていかなければならないという点等がございまして、需給がうまくマッチしないという点もあるかと思っております。しかし、先ほど御指摘の納付金を納めれば済むという点ではないわけではございません、これは先ほど御説明申し上げましたように、未達成企業に対しては雇用率がかかっておるわけでございますから、雇用率の達成につきましても十分な指導をしてまいりたい。そのためにリハ

ビリテーション体制の強化を行ひまして、身体障害者の雇用への適応を図りますとともに、企業等に対しましては、十分な雇率達成につきましても、指導を強化してまいりたいと考えております。

○平石委員 雇率につきましても、従来身体障害者雇用促進法が生まれて以来義務づけられておりますけれども、それはそれなりに困難が伴うからこそのように雇率の上昇はない。したがって、法律でそのように仕掛けはつくり、そのように法の裏づけを持って、一応企業に雇用してもらい、あるいは市町村あるいは県あるいは国、こういった形でそれぞれの裏づけは持つておるわけでございますが、特に今回対象を定められた中で、今答弁にもありました雇率の障害者、これも雇用確保については大変苦勞が要るのではなからうか。だからこそ、先ほど申し上げたように、この雇率の障害者——ちよつと資料を見させてもらいますと、六十一年の統計によりますと、求職登録者が四万一千四百九十九人、それでそのうちの雇率障害者が一万二千九十九人、ざつと二九%の者がいわゆる雇率の障害者である、こうなつてきますと、この雇率の障害者というものが、障害というものを考えてみますと、これは先年私、労働大臣にも申し上げたのですが、厚生省の所管しております身体障害者福祉法に等級でもって障害等級があるわけですから、労働大臣に対して、これを統一したかどうか、厚生省の所管するあの福祉法の等級を一つの母法として、そしてこれを各法に大体横並びにしてはいかかというのを提言したわけでは

ますけれども、その一歩手前といったような方のようにしてやるか。それからもう一つ、今申し上げたいいわゆる精神薄弱者。そういういわゆる職業能力を持ちつつ重症であるという方。それから時間がございせんから、もう一つ申し上げておきます。現在企業で在職中の方が工場その他で機械に巻き込まれたというので障害を受けた、そして途中でそういう障害者になった。この場合に、やはり雇用の安定ということ、今回の法律で継続雇用の助成金が出る、こういう形に前進措置がとられておるわけです。これは結構なことであるのですが、今言ったようなところで障害が残つてしまつたという場合にどうするか。これもあわせひとつお答えをいただきたい。

○白井政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の障害のために完全に労働能力を失つて、その生活を支えるということとは非常に重要な問題であるわけですが、今回御審議願つておりますこの法律の対象とします障害者対策は、雇用対策をねらうわけでございます。障害者が雇用の場におきまして、その能力が十分發揮できるようにして、まいるということでございます。したがって、原則的には、今先生御指摘の点につきましても、これを対象としていくということには非常に困難でございます。これがもし企業の責任または業務遂行上そういう状態になつた場合には、事業主の負担によりまして労災保険等によりまして年金の支給その他が行われて、その面倒を見ていくというのが現状でございます。

○平石委員 今回のこの法律は、いわゆる障害として、職業能力が大変制限を受けた、こういうことになっておるわけですから、それから障害者福祉法の場合は、日常生活に支障がある。そこに違いが出てくるわけですね。したがって、今局長のお答えになつたように、企業の中で仕事でそういう形になつた、こういう場合はもう職業戦線から外れてしまひます、こういうことにならざるを得ない。したがって、それはその法律でもって措置をしていただきます、こういうことですから、寝た

きりとかになりますと、これはなかなか困難だと思ひます。その手前のところの、いわゆる能力はまだある、こういう方々に対しては、雇不安にならぬように、確かに企業の方で安定的にひとつ十分な仕事にはならぬけれども見ていく、こういうことをこの法律の施行に当たつては特に要望しておきたいと思ひます。

したがって、これからそういう方々が多くなつてくるという状況を考えたときに、今後のこの法律の適用、運用については、労働者としても相当困難な問題があるかと思ひますが、これからは、先ほどの論議にありましたように、だからこそ職業のリハビリテーションその他の機能を十分發揮してもらわねばならぬ。そして現在岡山にもつくろうとしておるようでございますが、機構をつくり施設ができるということに、もつともと言つたような問題点があるということを考えていただく。それから若年の労働者は、いわゆる精神薄弱者、そういう障害者については、その当時から、やはり先ほど指摘をいたしましたように、教育と同時に職業戦線に、将来働く場へ進出できるようになつたところで御配慮願ひ、こういうことを申し上げたわけですが、ひとつ大臣、いよいよ最後になりましたが、今言つたことを踏まえて、これから決意と、さらにこの法律の適用について労働大臣としての所信、決意をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

(浜田(卓)委員長代理退席、委員長着席)
○平井国務大臣 大変傾聴すべき御指摘をいろいろいただいたわけでございます。特に、このたびの法改正においては、種々御議論ございました中で、職業の指導、訓練、紹介、いわゆる職業リハビリテーションが非常に大きく取り上げられたわけでございますが、先ほども私申し上げましたように、相当強化され、かなりな効果を發揮するであらうとは考えられますが、やはり今御指摘がございまして、中で、雇率障害、寝たきり一歩手前、ぎりぎりの接点において、よく考えてみれば、それなりにすき間がありはしないか、これは

御指摘のとおりでございます。そういうことも踏まえて、私はこの制度の運用をできる限り機動的、弾力的に、親切に、効果が上がり得るようによつていかなければならぬ。

いま一つ、当然のことながら、この法律の趣旨に即しまして、やはりこういう方々の社会生活、経済生活に対する参加ということ、基本的には、業主のみならず社会そのものの理解、合意といひましようか、そういう中において初めて社会的連帯というものができまして、そこでこそ初めてこの制度の運用が効果を發揮する、かように考えておりますので、さういふ観点から、総合的な考えを持つて今後この運用また法律の施行に当たつてまいりたいと思ひます。

○平石委員 以上で終わります。

○堀内委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法案に関連をしながら質問をさせていただきます。精神薄弱者については、身体障害者と同じような形で雇率制度が適用されることは、長年の念願であり、今回の改正案については、雇用の義務づけを行う者の事業主そのものが雇用をしておる場合、同じような評価がされることになるかどうかというところが懸念をされておるわけであり、身体障害者には比べて不利な条件というものが一部解消されることにはなつても、雇用の促進というもののに対する期待というものが、この法律によって心身障害者に対する期待は大きくなつていても、現実には雇用というものが期待とは大變裏腹な形の中で心配される、こういうことで肝心の雇用そのものの制度が守られておるかどうか。あるいはまた守らなければいけないにもかかわらず、今回の精神薄弱者の促進も進まなくなつてくるのではないかと懸念もあるわけですが、これらに対してどのようにお考えになつておるか、冒頭にお伺ひしたいと思います。

○白井政府委員 お答えいたします。先生御指摘のような懸念ももちろんあるわけ

ことのないように、それは労働省は雇用の促進と
いう立場あるいは厚生省の方は逆に保護する立場
というものがあるのかわかりませんが、その
辺は連携をとってぜひやっていただかなければ
いけない、こんなふうに思います。

例えばもう一つ、私も実際に経験しておるわけ
ですけれども、身体障害者の人たちが自分たちの
仲間地域作業所をつくっております。高い土地
は買えないから調整区域で協力をいただいでプレ
ハブをつくる。ところが現実にはプレハブをつくる
にしても、今の建築基準法から適用除外をされる

ものではないわけです。ですから、その人たちが本当にすばらしい自分たちの地域作業所ができて喜んだ、しかし、それは取り壊さなければいけない、こういう例も幾つがあるわけです。ですから、例えば建築基準法の見直しあるいは除外、こういうことも含めて幅広く点検をしていかなければいけないと私は思うのです。今回の単なる雇用率のアップだけではなくして、こういう身障者の人たちあるいはまた精薄者の人たちの雇用の場が大きく拡大するためには、皆さんが雇用促進という立場で、今申し上げたように、建築や厚生省やいろいろな分野にわたって弊害になっている法の整備をぜひこの際やっていただきたい、この辺は大臣に答弁を求めたいと思います。

○平井国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、今回のリハビリテーション等々の系統的な強化ということで、決してこの問題足れりとしてゐるわけではございませんで、ただいま具体的に御指摘になった共同作業所等の建ぺい率等々も現行法がそのまま適用されておる等々の問題がございます。そういう細部にわたりましては、基本的に申し上げて、やはり各省間において、そういう方々のために十分に有効に働くようなきめ細かい点について今後総合的な対策をもつて当たっていただければ、一片の法律、制度をもつてすべてが効果的に働くというふうには私は考えておりません。したがって、今後そういう御趣旨の方向で十分にきめの細かい対策を立ててまいりたいと考え

ております。
○田中(慶)委員 大臣からそのような力強い答弁がありましたので、さらに大臣の考え方を伺いたいと思います。

現在、円高による大変な不況、厳しい経済環境であるわけであり、雇用情勢は、大臣の所信表明にも言われているように、かつてない三割、こういう形の中で雇用問題が大きく心配されているわけであり、健康者にとっても失業が増大している。それ以上に増して障害者の雇用の場は大変弱い立場にあるのではないかと思います。こういうことを含めて、これから労働省として、今回の法の改正もその一つかも知れませんが、もっとこういう人たちに對する拡大をぜひしていただきたいものだ、こんなふうに考えておりますけれども、大臣の決意のほどを改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○平井國務大臣 これはもう御指摘のとおり、ただいまの雇用情勢は健康者、社会全般にとりまして非常に重要な課題でありますと同時に、また先の見通しが非常に難しいときでございます。特にそういう中でこういうふうな障害を持たれた方々の雇用の促進というのは、言うべくしてなかなか容易でございせんけれども、一つには、できるだけ限りのその趣旨にのっとった法律改正、また制度を整備する。いま一つは、企業主を初め関係者の方々、広くは社会全般において、こういう方々の社会参加に対する本当の意味の温かい御理解とコンセンサスというものはどうしても欠かせないもの。その中にありまして、役所としては、その方向づけの中で、そういう意思の十二分な浸透、また御協力願うためのあらゆる施策、それも法律でよしとせず、運用面において親切にきめ細かく、実態的に効果が上がるような方向で、また先ほど御答弁申し上げましたような、各省間において、これはもう一省だけでは到底できませんから、十分な連携を持って、総合的な政策を持って対処すべきもの、その方向で最大限の努力をいたしたいと考えております。

○田中(慶)委員 最後になりますが、去る五月十二日の与野党国対委員長会談において、売上税法案の取り扱いについては合意をしているわけであり、また、したがって、身体障害者雇用促進法改正案の附則第二十九条の規定は事実上の削除となるように解釈しているわけですが、この辺についての見解を大臣にお伺いしたいと思います。

○平井國務大臣 ただいま御指摘の点でございますが、この規定につきましては、与野党国対委員長会談の合意に従いまして処置いたします。

○田中(慶)委員 終わります。

○堀内委員長 田中美智子君。

○田中(美)委員 雇用率の達成が非常におくれているということは、障害者にとっては非常に大きなことだと思えます。年金だとかいろいろな補助金とか手当とか医療に対する補助とか、こういうようなことは当然のことですけれども、やはり障害者を持った方たちが最も願っていることは、働いてみずから自分がお金を取りたいというのが一番の願いなわけですね。これが遅々として進まな

い。時間がありませんので、私の方から申し上げますが、八六年の六月の調査、去年の六月の達成率で見ますと、これは三百人から四百九十九人まで、五百人以下の企業では五六・九%、約五七%が未達成、それから千人以上の企業では七六・八%という未達成です。大きい企業がこれを達成すれば、数は非常に大きいわけですので、これをこのまま放置しておくということは許されないと思うので、すけれども、このように大きな企業ほどこれに對して協力的でないという結果が出てくるというところを大臣はどのようにお考えになるでしょうか。

○白井政府委員 お答えいたします。全体的に雇用率の問題につきましては、先ほどからお話があるとおりでございまして、先生御指摘の点もそのとおりでございます。しかし、千人以上

年にかけて雇用率の伸びの状況を見ますと、三六%の伸びを示しております。その間、百人未満の企業におきましては〇・四%の伸びでございますので、大企業につきましても、伸び率その他では雇用改善が進んできているというふうに思っているわけでございます。

しかし、先ほどからの話のように、身体障害者の障害が非常に重度化しているという点に於いては、雇用の促進が必ずしも十分に図られていないという点につきましては、今後の法改正の体制等の整備等も含めまして、雇用率の達成に努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○田中(美)委員 重度化といいますが、どの障害によって重度化というふうに考えますと、例えば車いすに乗って両足が全然立たないという方でも一級ですからね。重度化なんです。しかし、先ほどちょっとお話をしましたけれども、そういう方でも上半身は正常なわけですからね。こういう方を採用するということは、納付金があるわけですから、百億以上、二百億あるわけですから、これはもうちょっと車いすが通れるようにすれば、健康者と同じように働くわけですから、重度化しているからできないんだということ、もう理屈にならないのです。

それで〇・三六%で、こう言いますが、この十年間というものは、こういうもので多少いいなと、あるいは国会答弁では、やはり障害者にとつてはむしろ怒りになるのではないかと思えます。机上の数字でいけばちょっとはよくなっているんじゃないかと言いかねせんけれども、〇・三六%とか、こんなふうな答弁ですと、障害者が聞いていらしたら、やはりそれは怒りになるというふうになる。障害者の心理というものをもう少し考えてやっていた方がいいと思うのです。

それで、これは一九七五年の十二月二十五日、そちら十分御存じ、そちらが、労働省がやってくださったことですが、共産党・革新共同の議員があの当時何遍も予算委員会でも社労でもあちこち

で取り上げまして、あのときはまだ努力義務だったのです。そのときに雇用率を〇・五%以下しか達成していない悪質な企業を公表せよというところで労働省が踏み切った。あの当時、百五十万所の、これは事業所でしたけれども、企業名を公表しました。今百五十万所全部挙げることはできませんけれども、例えば、その中には三菱の本社とか丸紅の本社とかモービル石油の本社とか日本製鋼の本社とか日本セメント本社とかヤクルト本社とか新日本証券本社とか、こういうのがずらりと百五十万社、労働省が発表なさった悪質な企業公表があったわけですね。その後、これが努力義務ではなくて法的な義務になったわけですね。義務になつてからも、まだ達成率が千人以上だったところから約七七%も達成していない。ですから、ぎりぎりのところまでまだ未達成になっているものもあるでしょう。しかし、この中には必ず悪質なものがあるはずですね。あれから十年もたっておりますのに一度も企業名が公表されない。あのときにやはり悪質なものは企業名を公表するという約束もしているわけですね。そういう約束をしない努力義務のときにやれと言ったときにやってく

ださったのに、その後やるといふことになつてから一度もやれないというところは、私は何とて中からたまたま取り上げたわけで、別に他意があつてこの企業を取り上げたわけではございません。例として言つたわけですね。ですから、こういうふうな企業というものがその後どうなつていくか。事業所と企業が一体になればあれですけれども、悪質なものがあつてはならないか、それをなぜ今公表しないのか。この百五十万の事業所というのは、その後ちゃんと指導して十年間の間に悪質でなくなつていくのかどうか、この二つのことを――もう一度言いますけれども、前、公表されたものが努力の結果悪質でなくなつてきているのか。その後いろいろ悪質なものがあつたら、これはやっぱり公表する努力をしているのかどうか。公表してほしいということ。これは公表ということになれ

ば、大臣がどうしても決断していただかなければなりませんが、この公表のことは大臣にお答え願いたいと思います。

○白井政府委員 お答えいたします。

ちよつと先ほど私の言い方が悪かったのかも知れませんが、〇・〇四％の伸びというものは、五十二年から六十一年の間の百人未満の企業においては〇・〇四だったけれども、千人以上の企業におきましては〇・三六の伸びということでございまして、これが伸びが高いというようにございまして、これが伸びが低いというようにございまして、努力が進められているというのを申し上げたのでございますので、訂正させていただきます。

それから、雇率の問題でございますが、未達成企業に對しましては、雇率の特に低い企業に對しまして、御存じのとおり雇入れ計画の作成命令その他勧告を実施いたしているところでございまして、都道府県の幹部職員等が集中的に個別指導を行っております。その指導の結果、これら勧告企業の身体障害者の雇率状況は、全般的にはかなり改善してきており、大部分の企業が身体障害者雇用に積極的に取り組んでいる、こういうふうに見えているところでございます。

○平井国務大臣 ただいま局長からも順次改善はされておるといふことで御答弁申し上げたわけでございますが、今委員御指摘の企業名の公表はどうかというところでございまして、これは単に社会的制裁を加えることを目的とするものではございまして、やはり公表を前提とするこの指導によりまして、企業が身体障害者、障害者等の雇用に積極的に取り組むようにすることが本来的な趣旨であらうかというふうに考えております。したがって、雇率改善状況がなお十分と判断される企業に對しましては、今後とも労働省幹部によりまして直接指導を行う等、さらに指導を強化してまいりたい、かように考えております。

○田中(美)委員 これは国会ですので、大臣、やはり公表を前提にしてという、これはまづ言葉

であつて、改善されているといつても、これも今申し上げましたように、約七七％が未達成だといふのは、前がいかにか悪かったかといふことで、それがちよつとよくなったといふことで、改善されていますなどという言い方というものは、やはり障害者の神経を逆なですると思つて、努力をしていなければならぬ、この程度上がつたけれども、まだ十分だ、こゝろ言わなければ、全般的に改善を見えていますなんて、これはやはり労働大臣の言う言葉ではないですね。

ですから、やはりこれは国会なんですから、指導の過程は、何も私もこういうふうに出したらいい気味だ、こういうつもりで言っているんじゃないんです。私だってやはり本当は、公表するぞ、だからちよつと直せといふことです。しかし、大臣からすれば、その決意のほどといふのが、障害者は国会の大臣の答へに期待をしているわけですから、やはり指導してもどうしても言うことをきかない場合には公表するのだ、こういう言い方をしなければ、指導の過程の中では、確かに公表を前提にしながら、公表するぞ、だからやれ、こうかもしれませんけれども、大臣の姿勢といふものが、これが政治に対する信頼といふものを深めていく。大臣たる者、やはりそこで、実際は公表しないのだけれども、するぞとおどしながらやるんだ、こういう姿勢ではなくて、結果的にはそうなんだにしても、やはり公表するんだ、指導に従わないといふようなものは公表するんだといふことをはっきり言つてほしいと思つております。私は悪質な数字の悪いのはあつたすぐ公表せよと言つてい

るのじゃないのです。徹底的な指導をしてほしい、こういうふうな思つておられるのです。もう少し大臣としての——だてでなつておられるわけじゃないでしょう。国民は期待しているのです。ですから、ちゃんとした期待にこたえるような立派な答えをしていただきたいと思つて、決意をさせていただきたいと思つております。

○平井国務大臣 労働大臣にだてで就任している

かどうか、これは私が判断するところではございませんが、率直に申し上げて、企業名の公表といふのが目的でございまして、先ほど来当委員会御答弁申し上げましたように、単に未達成企業を責めるのみでなく、この問題の効果的な方向づけというものは、当然今回の改正案に盛り込まれましたような実態に即したリハビリテーション等の対策、制度、施設の強化、さらには先ほど来申し上げておりますような企業主を初めとするこの問題に對する国民的な理解、社会的な連帯において、そのところを役所としてはでき得る限り指導を強化して、実のあるものにすべきでないかといふのが総合的な私の考え方でございます。

一カ所だけを取り上げて企業名を公表すること、そのまゝ即雇率向上につながるとは私即断いたしましたので、先ほど申し上げましたように、この法律、こういう問題の趣旨に照らして考えました場合には、私は企業名は絶対に公表しないといふことは申し上げませんけれども、そのことにおいてさらに指導を一層強化するのみならず、やはり総合的な政策、対策、制度、運用、御理解といふことでなければ実効は上がらない、かように考えております。

○田中(美)委員 ちよつと話をそらさないでいた

だきたい。私は何も公表さえすれば雇率率が達成するなどは言つておりません。話をそらさないでください。

今度の法案については、私は質問時間が非常に少ないわけですから、全般にわたつては言えないわけですが、だから賛成といふことははっきりと表明してはおりません。そのちうのある程度の努力といふものに對しては評価してはおりますので、これには賛成してはおりません。しかし、この前あつたときに公表するといふことになつていながら、はつきりと約束できない。幾ら指導しても言うことをきかない場合には公表するといふのは当然だといふふうに思つております。しかし、時

間がある。雇率率がちよつと進んでいかないといふことが続いているのではないかとと思つております。

時間がもうありませんので、最後に一言言いますが、今度は法定雇率率が来年からはほんのちよつとですが上がりますね。そうしますと、まず官庁です。労働省なり厚生省なり官庁もすぐ上げなきゃならぬ。そうすると、来年です。来年の四月からですので、四月になつてから採用を一生懸命しようとして一年間はつておくのでは

なくて、来年の四月に二％になるんだといふことは今からわかつておられるわけですので、今から採用の努力をして、四月一日までには二％達成できるようにできますか。その点お答えください。

○小倉説明員 お答えいたします。

○平井国務大臣 ただいま室長が御答弁申し上げましたような方向で措置したいと考えております。

○堀内委員長 以上で両案件に対する質疑は終局いたしました。

○堀内委員長 これより両案件を討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君外四名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。池端清一君。

○池端委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進と安定を図るため、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一 雇用率達成指導の強化に努め、障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分に検討すること。

二 特に重度の障害者の雇用の促進を図られる

よう、今後とも、障害の種類・程度に応じた諸対策の充実強化に努めること。

三 障害者の雇用の安定を図るため、就職後の定着指導等のフォローアップに努めること。

四 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における職業リハビリテーション体制の整備及びサービスの一層の充実強化を図ること。

五 マイクロエレクトロニクス等産業構造の變化に対応した障害者の職域開発の推進を図ること。

六 職業リハビリテーション関係業務、納付金関係業務等が的確に遂行されるよう日本障害者雇用促進協会を十分に指導すること。

七 精神薄弱者の雇用の促進等を図るための条件整備対策を引き続き推進するとともに、精神障害者等の雇用に関し調査研究に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、平井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○平井国務大臣 ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいります所存でございます。

○堀内委員長 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀内委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。

現在、労働者の持ち家取得については、依然として立ちおくれが見られます。一方、十兆円に達する労働者財産形成貯蓄を原資とする労働者財産形成持家融資制度は、いまだ十分に利用されておらず、その一層の活用が強く求められております。

本案は、このような実情にかんがみ、労働者の持ち家取得を促進し、あわせて当面の課題である内需拡大の要請にこたえるため、労働者財産形成持家融資制度の拡充等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、持ち家取得のための資金調達を容易にするため、労働者財産形成持家個人融資の貸付限度額を労働者財産形成貯蓄等の五倍に相当する額から、十倍に相当する額の範囲内の一定の額に引き上げるものとする。

第二に、労働者財産形成持家融資に係る貯蓄期間の要件を、三年以上から一年以上に緩和するものとする。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとする。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○堀内委員長 この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時六分開議

○堀内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました田口健二君外五名提出、

原子爆弾被爆者等援護法案並びに内閣提出、臨床工学技士法案、義肢装具士法案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。田口健二君。

原子爆弾被爆者等援護法案

〔本号末尾に掲載〕

○田口議員 私は、たゞいま議題になりました原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島、長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪ひ、両市を焦土としたのであります。この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異なり、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別に破壊、殺傷するものであるだけに、その非人道性ははかり知れないものがあります。たとえ一命を取りとめた人々たちも、この世の出来事とは思われない焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦に悩まされながら、今日までようやく生き延びてきた、というのが実感であります。

被爆から四十二年目を迎えるようとしている今日に至るまで、国は原爆で亡くなられた方々や、その遺族に対し全く用意をあらわしておりません。一家の支柱を失ひ、途方に迷う遺族に、特段の生活援助もしていません。ここに現行二法の最大の欠陥が指摘できるのであります。国家補償に基づく被爆者援護法を求める広範な国民の不満は、なぜ軍人軍属など軍関係者のみを援護し、原爆の犠牲者を差別して処遇するのか、戦時諸法制から見て、全く納得がいけないという点にあります。本法案提出に当たり、私はこの際、まず国家

補償法の必要性について明らかにしたいと存じます。

国家補償の原則に立つ援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であるといふことです。したがつて、たとえサンフランシスコ条約で、日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があると考えます。しかも、原爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起した戦争なのであります。我々がこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるはかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、被爆国としての日本が恒久平和を口にする資格なしと言わなければなりません。

第二の理由は、既に太平洋戦争を体験している年代も数少なくなり、ややもすれば戦争の悲惨さは忘れ去られようとしている現状であります。原爆が投下され、戦後既に四十二年目を迎えるようになっている今日、被爆者にとってはその心身の傷跡は永久に消えないとしても、その方々にとっては援護法が制定されることによつて初めて戦後が終わるのであります。

私たちは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属、準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することといたしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行い、その医療費は、七十歳未満の被爆者については現行法どおりとするともに、老人被爆者についても、老人保健法にかかわらず、本人一部

負担、地方自治体負担を国の負担といたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として月額十萬円の範囲内で医療手当を支給し、また日常生活に介護を必要とする者には月額十萬円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかつた者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うことにしたのであります。

第四は、被爆という特殊な被害に着眼した国家補償として、被爆者年金を支給することであり、全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じ、年額最低三十二萬八千八百円から最高六十八萬一千八百円までの範囲内で年金を支給することとし、これに現行の小頭症手当、健康管理手当、及び保健手当を統合いたします。

第五は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して用意をあらわすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきであります。当面の措置として、それにかわるものとして百二十萬円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付することにいたしました。

第六は、被爆者が死亡した場合は、二十萬円の葬祭料を、その葬祭を行う者に対して支給することとしたのであります。

第七は、被爆者が健康診断や治療のため旧国鉄の旅客会社を利用する場合には、本人及びその介護者の運賃は無料とすることにいたしました。第八は、高齢被爆者、小頭症その他の保護を必要とする被爆者のため、国立原子爆弾被爆者保護施設を設置し、国の負担で保護すること。被爆者のための相談所を都道府県に設置し、国は施設の設置、運営の補助をすることにいたしました。第九は、厚生大臣の諮問機関として、原爆被爆

者等援護審議会を設け、その審議会に被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするとともに、必要な助成を行うことといたしました。

第十一は、日本に居住する外国人被爆者に対しても本法を適用することにしたのであります。なお、この法律の施行は、昭和六十三年一月一日であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。被爆後既に四十二年目を迎えるようとしている今日、老齢化する被爆者や遺族に、もう時間はありません。再び原爆による犠牲者を出さないという原水爆禁止の全国民の願いにこたえて、何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。

○堀内委員長 斎藤厚生大臣。

臨床工学技士法案

義肢装具士法案

〔本号末尾に掲載〕

○斎藤國務大臣 たゞいま議題となりました臨床工学技士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療機器は目覚ましい進歩を遂げ、医療の重要な一翼を担うようになつてまいりました。特に、人工透析装置、人工心肺装置、人工呼吸装置等人の呼吸、循環または代謝の機能を代替または補助するために使用される生命維持管理装置は、医療の分野に新たな可能性を開くものとして大きな役割を果たしております。

しかし、生命維持管理装置の操作及び保守点検には、単に医学的知識ばかりでなく、工学的知識も必要とし、装置そのものも時代とともにますます高度かつ複雑なものとなつてきております。

この法律案は、このような現状にかんがみ、新たに臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにしようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において臨床工学技士とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示のもとに、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、臨床工学技士になるためには、臨床工学技士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしており、国家試験を受験するためには、高等学校卒業後、一定の養成所等において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得すること、大学において一定の科目を修めて卒業したこと等を必要としております。

第三に、国家試験の実施に関する事務は、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするともに、臨床工学技士でない者は、臨床工学技士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました義肢装具士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、リハビリテーション医療の分野において、義手、義足、ギプス等の義肢装具を手術直後の患者に装着して早期訓練を行うことにより、円滑な社会復帰を促進することを可能とする、いわ

ゆる超早期リハビリテーションが普及、定着しつつありますが、これに伴い、義肢装具を製作し、身体に適合させる等の業務に従事する者が臨床の場において重要な役割を果たすようになってまいりました。

また、義肢装具は近年ますます高度かつ複雑なものとなってきており、個々の患者に適した義肢装具の製作適合等を行うには高度の専門的技術が必要とされております。

この法律案は、このような現状にかんがみ、新たに義肢装具士の資格制度を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにしようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において義肢装具士とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示のもとに、義肢装具の製作適合等を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、義肢装具士になるためには、義肢装具士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしており、国家試験を受験するためには、高等学校卒業後、一定の養成所等において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得すること等を必要としております。

第三に、国家試験の実施に関する事務は、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、義肢装具士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするともに、義肢装具士でない者は、義肢装具士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○堀内委員長 ただいま議題となりました各案とあわせて、内閣提出、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の各案を議題とし、これより質疑に入ります。

○大原亨君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原亨君 たくさんの法律を短時間で質問するわけですから、答弁の方もひとつ的確にお願います。

三法案のうち、最初に私が質問いたしますのは、原爆関係の二法案であります。このことにつきましては、野党を代表いたしまして田口委員から修正案を提案いたしております。その修正案の趣旨を踏まえながら、原爆二法案にどう対応するかという質疑を展開したい。

それらの問題の中で議論された問題の第一は、原爆の生存者並びに死没者に対する実態調査の件であります。これは昭和四十年、五十年というふうに、戦後二十年、三十年、それぞれ生存者の調査をいたしまして、それに基づいて、そのときに対応する施策を展開してきたわけです。昭和六十年は第三回目、戦後四十年でございまして、残った被爆者の方々もだんだんと高齢化いたしております。今回の調査の中には、生存者の調査以外に死没者調査を含む、こういうことを昭和五十九年以来の国会におきまして議論をして、あるいは決議等を続けてきたわけでありまして、

死没者調査につきましては、ここにも当時の議事録があるわけでありまして、当時渡部厚生大臣、今一生懸命仕事をしておられますが、渡部厚生大臣は、言うなれば素人の厚生大臣でございまして、非常に純情で新鮮な感覚を持って厚生行政に当たった人であります。印象的でありま

す。その渡部厚生大臣が、日本は唯一の被爆国である、原爆という爆風や熱線や、そして他の爆弾にはない放射能、第二次放射能障害、残留放射能障害等を含めまして、これは言うなれば、人類の死活をかけた最後の爆弾と言われておりますが、その原子爆弾によって受けた被害を、唯一の被爆国である日本としては、生存者だけでなくに死没者を含めて調査をして、国がそのデータを集計いたしまして、できるならば、原爆被災白書を政府の手でつくりたい、こういうことを昭和五十九年の国会で答弁されたのであります。当時私が質問に立ちました。そしてその年の八月六日広島で、あるいは八月九日長崎で、それぞれ総理大臣、そのことを正確にしたわけでありまして、それ以来、昭和六十年から始めまして時間がたっておりますが、それらの調査の推移、現在どういう段階にあるのか、そして第二は、これからどういう見通しで解析や集約を取りまとめをしていくのか、こういう点についてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○仲村政府委員 原爆被爆者の実態調査の実施状況についてのお尋ねでございまして、御指摘のとおり、昭和六十年に三度目の生存者調査を行ったわけでございますし、同時に初めての死没者調査を実施したところでございます。

生存者調査につきましては、六十一年の十月三日を調査日といたしまして、調査を実施いたしました。調査数が三十一万三千四百九十九人ということでございまして、八六・七％という高い回収率を上げることができております。現在、実態調査の委員会というのを設けまして、集計結果をお諮りいたしまして、報告書の取りまとめを進めていくところでございまして、できるだけ早い時期に公表をしたいと考えているところでございます。

一方、生存者調査とあわせて実施いたしました調査票によりまして死没者調査の回答数でございますが、二十八万六千八十七人、回収率で申し上げますと七九・一％という数字でございました。こ

れにつきましては、現在、広島市及び長崎市において既にございます資料との照合等、整理を進めておるところでございます。この取りまとめにつきましては、なおもう少し時間を要するものと考えているところでございます。

○大原(幸)委員 二つに分けてお答えですが、生存者の、言うなれば集計、解析等を行って、その取りまとめを発表するという点については近い時期、こういうことでありますが、具体的には本月あるいは来月中ですか。

○仲村政府委員 最終的に資料の印刷等を含めまして、今月あるいは来月というぐらいのめどで作業を進めておるところでございます。

○大原(幸)委員 死没者調査につきましては非常に難しいわけですね、それが考えても、瞬間的に原爆の直撃で死んだ人、それから原爆の熱線や爆風や放射能の瞬間的な影響を受けて、爆弾の影響を受けて、その直後に死んだ人あるいは一定の、例えば脱毛とか血便、高熱、血尿とかいろいろな症状を繰り返しながら、あるいはケロイドのそういう状況を繰り返しながら、その後五年以内とか、そういう順次特徴のある、特に原爆等が多いわけですが、白内障とか白血球が多いわけですが、そういう経過をたどって亡くなった人、そういう点について考えてみましても、極めて原爆の影響が深刻であるというこの証拠でありますけれども、死没者の調査は難しいと思うわけですね。

この問題については、いつごろを目標にして、だんだんと年数はたつておりますが、おやりになるのか。これは私はもう今回を除いては、政府が取りまとめ、唯一の被爆国である日本が被爆の状況はこうであったという点を歴史に残す、人類に残す、そういうことはもう今回が言うなれば最後の機会であると思っております。ですから、難しいのですが、できるだけ正確にやって、そして立派なものを残してもらいたいと思うのです。そういう面において大体どのような見通しを持って作業を進めておるか、もう少し具体的に御答へください。

ださい。

○仲村政府委員 御指摘の死没者調査でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、生存者調査と一緒に実施した調査票による死没者調査という点につきましては、先ほどお答え申し上げたような回収率七九・一％という数字を御協力によりまして得ることができたわけでございます。それと、現在広島市及び長崎市において、これまで実施されております被爆者の動態調査というのを市が持っておりますが、そのデータと照合を進めておるところでございます。これは今先生おっしゃいましたように、過去の記憶に基づいて御報告いただいたこともございますので、いろいろな形で照合を進めておるところでございますけれども、これがなかなか短期間に作業が終了するというふうな点にはまいらないような、御指摘のとおりかなりな困難なような状況でございます。したがって、私どももいたしましては、広島、長崎両市の御協力を得まして、私どもの目標といたしましては、六十三年度中に取りまとめの方で努力をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○大原(幸)委員 この死没者調査を含めて、実態調査をより立派で正確なものを完成していただくために、私が去年でしたか、質問のときに申し上げたことがあります。

というのは三年前でしたか、国会議員団の調査でワシントンに参りましたときに、特別に私がスケジュールを設けまして、アメリカの公文書館、国会図書館、ペンタゴン、学士院その他を厚生省の皆川君という書記官が案内いたしました一緒に調査したことがございます。アメリカは日本とは違いますが、日本は国家機密法を先につくろうというのですが、しかしアメリカは情報公開法というのがある立派にできておりまして、国防関係であっても何であつても、特別なものを除きましたら、二十年、三十年で公文書館に全部集まるような仕組みになっております。その公文書館の資料の中に、アメリカのマンハッタン管区調査団とい

うのがございまして、アメリカは原爆を初めて三個ほど開発をしてつくったわけですが、それをデニアン島からB29で広島、長崎に二つ落としましたわけでありまして。その製造から使用から影響に至るまで全部を調査しまして、放影研、ABCもそういう流れを一つはくんでおるわけでありまして、その調査をしたマンハッタン管区調査団資料というのがございまして。この調査団が戦後日本に占領軍と一緒に入ってまいりまして、そして都築博士とか仁科博士とかそういう原子力の研究者はもちろんです、医師とか各界の学者の協力を求めて、政府が協力いたしました。資料をかき集めて、そしてアメリカは専門家を連れてまいりましたから、それをアメリカに持って帰りまして、今ずつと情報として、つまり税金を使つた情報です。今、いすれは公開するのだという建前で行政をやっているというところなんです。公文書館に集めてあるわけでありまして、これは整理をいたしますと、国会図書館に入ってくるわけですが、整理をすることができないほど膨大なものであつて、マイクロフィルムその他に入れてある部分とない部分があるわけです。

ですから、私もせつかく皆川書記官と一緒に連れて行つたわけで、やりとりを聞いておるわけでありまして、ぜひ日本としましては、そのデータを読み取り解析できるように、できるだけそれをフィルムにおさめて日本に持つて帰つてこの実態調査の資料にしてはどうか、こういうことを提言したことがございます。この点についてもし報告すべき経過があればお答えいただきたいと思います。

○仲村政府委員 昨年のこの法案の御審議の際にも先生から御指摘がございました。今おっしゃいましたように、アメリカにございます日本大使館に依頼いたしました。そのようなことについての調査をいたしましたところ、アメリカ公文書館に原爆被災関係の資料といたしまして、原爆製造計画に関する資料を集めましたマンハッタン管区資料といふものと、戦略爆撃機調査団報告の一部と

して、そのような関係資料が保管されておるといふことでございます。

そういうことが先生の御指摘もございました結果判明いたしましたので、私どもから大使館を通じて、関係資料の収集をしてくれということをお願いしておるところでございます。お話をいたしました皆川書記官、まだアメリカにおるわけでございます。そこへ行っていただきまして、公文書館に滞り込んでいろいろ資料を探しておるといふのが実態のようでございますが、今先生もおっしゃいましたように、資料の整理が必ずしも十分し尽くされておらないという点もございまして、的確に資料を収集することは必ずしも容易でないようでございますけれども、若干ずつ被災関係資料を収集できている部分もあるようでございます。したがって、このような関係の資料の収集がかなりのところまでも進捗するといったしますれば、その点につきましても、広く関係者の閲覧に供すればいいかということ、今在米日本大使館にお願いをしておるところが実態でございます。

○大原(幸)委員 大臣、以上ですが、歴代の厚生大臣も昭和五十九年以来的の国会の審議を踏まえて非常に努力をされておりますし、予算も計上されておりますし、全国的な協力を得ておるわけでありまして。

そこで、大臣としては、生存者の実態調査、それから死没者を含めての実態調査、そして立派な白書を国の手で残すことは、これは被爆者に対する言うなればその気持ちにこたえる道でもあるし、政策の裏づけというだけではなしに、唯一の被爆国として日本としては大きな意義があるというふうに思いますが、大臣としては、ぜひお答えになりまして、立派なものをつくるために大臣としての職責を果たしていただきたい、こういうふうに希望いたしますが、所見をお伺いいたします。

○斎藤國務大臣 昭和六十年度から始めました原爆被爆者の実態調査、そのうちで生存者の調査、

また死没者の調査、この死没者の調査は今回初めて行ったものでございますが、いずれもただいま御説明申し上げましたような形でそれぞれその集計に鋭意努力をいたしておるところでございます。また国内に散らばっております関係の資料を収集いたす作業、また今御指摘のございましたアメリカにおきます資料等も収集をする努力を今続けおるわけでございまして、この原爆被爆の実態を正しく伝えることは、被爆者に対する平意を示すものとして大変大事であるというふうに受けとめております。

これらの資料をどのように集大成し、またどのように保管をしていくかというようなことについて十分検討し、また広島市や長崎市の関係者とも御相談をいたし、そしてこれらの資料を集大成し、そして原爆被爆の実態を後世に正しく伝えていくということといたしたい、こういう気持ちでこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○大原(亨)委員 私どもは中曽根内閣はできるだけ早くやめてもらいたいという気持ちであります。しかし厚生大臣は長く頑張ってもらいたい、粘り腰だけは做って頑張ってもらいたい、こう思っています。しかし、それぞれの時間的限界で職務を果たされるわけですから、それが後に続きますように格段の御努力をいただきたいと思ひます。

昭和六十年に十年ごとに行いました大調査の生存者調査と死没者調査全体を見て、大切な施策として考えることについて申し上げたいと思うので

というの、これは必ずしも大臣でなくてもいいのですが、大臣、原爆というの、あの写真でわかるように、熱線、これは三、四百度というのですが、千五、六百度で鉄は溶解するのですから。爆心地はその三、四百度の熱線と、それから爆風は中心部は三十五トンくらいの重圧です。それと放射能の障害です。ですから、奇跡的に残っている人もあるわけですが、一定の地域の人には皆死ぬ、あるいは重度の障害を受けるということ

すから、家も一緒にやられるということですから、よく言われるように、原爆孤老とか社会的に非常に孤立をしてきた人が残っている人には多い、これは当然のことでありまして。それから原爆を受けた人はいろいろな機能障害を受けるわけですね。放射能障害を受けるわけですね。二次放射能、残留放射能の影響があるわけですね。俗に加齢現象と言われている。あるいは原爆ぶらぶら病とかいって、正体はわからぬけれども、肝臓、どこが悪いかわからぬけれども、機能障害、機能が後退をして年を早くする、こういうことが言われているわけですね。

それから、厚生大臣、日本の全体の福祉政策の中で一番おくれであるのは福祉や介護の面ですね。寝たきり老人とか痴呆性老人とか重度障害者に対する施策というものが総合的におくれしているわけですね。ですから、そういう状況の中で、今度の死没者調査の中にはそういう現象がかなり明確に出てくると私は思います。被爆者の高齢者に対する対策、重度障害者の中には、例えば当時原爆を受けたときに胎内にいました胎児は、原爆小頭症と言われておりまして、今四十歳に達しておりますが、知能指数が非常に低くて、いずれは親もどんどん亡くなるということですね。ですから、そういう高齢化して孤立をし、ひとり暮らしも多いし寝たきりも多いという状況の中において、一般の施策の中においてもおくられている部分ですから、先導的にこの問題については施策を集中する必要があるのではないか。原爆被爆者の中で三十七万ほど手帳を持っておられますけれども、そういう障害を受けた人々の健康管理の一つといたしまして、高齢者の福祉や介護の面について、やはり格段の努力をすべきではないか、こういうふうに思ひます。これは政府委員でもよろしいが、答弁してください。

○仲村政府委員 御指摘のとおり、被爆後四十年を経過しておるわけでございまして、高齢の被爆者の方々が多くなっていることは事実でございます。被爆者対策につきましましては、この被爆者の現状に即したできるだけ細かな配慮が必要となつておることは御指摘のとおりだと考えております。

従前からやっております施設をいたしましては、原爆看護ホームの整備でございますとかその運営、あるいは家庭奉仕員の派遣等いろいろおっしゃいましたような観点からの対応を考えてきておるわけでございしますが、昭和六十二年度におきましては、健康管理施設への助成を行う予定でございます。さらに施策の充実を期してまいりたいと思ひます。

しかしながら、今後さらに高齢化が予想されるということでございますので、先ほど御説明申し上げました生存者調査の中でも、実態調査委員会の御意見をいただきまして、この高齢化についての調査事項等も含めて実態調査を実施したところでございますので、この結果も踏まえて、今後とも施策の充実を図ってまいりたいと考えているわけでございします。

いづれにいたしましても、被爆者対策は、今後高齢化という問題でいろいろ重要な問題を招来するということで考えておりますが、その対応につきましては、私どもとしても十分結果を踏まえて配慮してまいりたいと考えております。

〔委員長退席、浜田(卓)委員長代理着席〕
○大原(亨)委員 大臣、高齢化対策の中で既にやっているものは、例えば医療でなしに福祉とか介護の面ですが、この面では養護老人ホームとか特別養護老人ホームとかあるわけですね。そしてホームヘルパーの制度もあるわけですね。介護の制度があるわけですね。しかし、在宅、ひとり暮らしあるいは寝たきり、そういうふうないろいろな状況を考へてみましたら、言うなれば早目に集中的に出てきておるという現象ですから、在宅者がやはり今の高齢化問題の課題ですから、在宅者で被爆者、それを中心にしながら施設を利用する、そういうことについては全国的にやる中でも、これはぜひ一つの焦点に置いて重点的に努力してもらいたい、こういうふうに思ひます。

それはもちろん被爆者は全国にまたがっておるわけですが、集中しているのは広島、長崎です。高齢化の福祉や介護対策についてぜひ格段の努力をしてもらいたい。今御答弁あったわけですが、どうですか。

○斎藤国務大臣 私も昨年広島へお邪魔をいたしまして、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等も見させていただきました。ただいま保健医療局長からお答えを申し上げましたような対策を講じておるところでございますが、先生おっしゃいますように、被爆者の方々も大変高齢化をいたしている現状でありまして、現在、特に念頭に置いて重点を置いて取り組んでまいりたいことは、その被爆者の皆様方の高齢化に伴う諸問題を解決していくことが非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。今回の生存調査の結果等も踏まえて、より一層その対策が充実できるような最善の努力をいたす覚悟でございます。

○大原(亨)委員 質問を移してまいりまして、今審議をいたしておりますのは、戦傷病者戦没者遺族等援護法をやっておるわけですね。それで三野党が、これは共産党は別ですが、提案をいたしました中で、その法律の考え方は、底流はこういうことなんだ。

今、いろいろな手当があるわけですね。これは所得制限があつて、更新の手続が必要なのわけですが、問題によつてはあつたわけですが、いろいろな医療特別手当から特別手当、一番多いのは健康管理手当、健康管理という考え方を医療と一緒に手当ての中へ入れておるわけですね。保健手当というのや介護の手当てとかについても若干あるわけですね。そこでそれをまとめて被爆者年金にするとどう考へ方がある。これは原爆の障害者として扱うというのがある。それで二万七千四百円の老齢福祉年金と同じような健康管理手当をもとにいたしまして、そして特項症、項症、款症というふうな考へ方で、人数はともかくといたしまして、現行援護法を適用する、軍人、軍属、準軍属の援護法の精神を適用してやっいていこうというの

が一つある。

それからもう一つは、遺族に對しましての補償をどうするかというのが國家補償の精神の議論で、援護法では、遺族に對してはいろいろな問題があるんだが、しかし、弔慰を表するということとは、弔慰金を出すということとは、百二十万円というふうに交付公債で出しておきまして、予算ができるだけからぬように協力しておるわけですが、その百二十万円の特別給付金という弔慰金的なものは遺族給与金的なそういう制度をやっておるのが特色なのであります。

その中心は、やはり國の責任がないとは言えないのであるから、基本懇の答申も広い意味で國家補償なんだというふうに言っておるわけですが、附帯決議もずっとやってきたわけですが、広い意味で國家補償なんだ。結果、責任論というところで田口委員が提案いたしました趣旨とは少し違ふのですけれども、しかし、私どもは唯一の被爆國であるから、原爆は國際法に違反するんだという考え方で、原爆を禁止することを訴えるという、法体系もそうした方がいいのだという考え方であります。

問題は、時間がないので、こういうことをやらねばならぬというわけですが、現在の援護法とこの原爆二法案を國家補償でやる際の接点の一つといたしまして、特別給付金という遺族に對する弔慰を表することが必要ではないか。これは初めてやる死没者の調査ともすくれて深い関係があるということでもあります。だから、これができたならば、弔慰を表すことについて、戦後處理の問題でいろいろあるわけですが、いろいろな厳しい条件を設けておるのですが、いろいろなものを時間があればずつとやるのですが、政府の施策について出たとこ勝負のものがいっぱいあるわけですから、しかしこれについても弔慰を表するようないくつかの点については、昨年の委員会のときも私はこういうことをやりました。これは想定問答集なんかでなくていいですから、私のことを聞いて答えてください。

というのは、私はこういうことを言ったので

す。葬祭料がこの制度の中にあるのです。原爆二法の葬祭料がある。葬祭料は十一万円とあるわけですね。だんだんと改められている。それは生活保護法の公務扶助における、死没者に対して十一万円があるわけですね。しかし、生活保護の場合には所得の制限とか財産の制限があるわけですね。ですから、これはいわゆる公的な扶助と言われる問題であります。しかし、原爆の場合は三十二年に医療法ができてまして、四十三年に特別措置法ができたのですが、その中間で葬祭料を出しておるわけですね。その葬祭料は被爆者の所得とか財産の制限はないわけですね。十一万円は全部出しておるわけですね。それはある意味においては國家補償的な問題であります。ですから、死没者の実態がわかったならば、これをさかのぼって弔慰を表してはどうか。百二十万円という交付公債の案があるわけですが、精神としては、そういうところにも一つの根拠があるではないかということですね。これは私も二、三年來議論をずっとしておりましたが、個人的に聞きまして、政府委員もだれもみんなそうだとはいいますが、いい答弁はしないですね。だから、あなたは前向きにひとつ取り組んでもらいたいと思うのです。私はそういう強い希望を表明いたしました。あなたの大臣としての想定問答集でない見解を聞かせてもらいたい。

○斎藤國務大臣 今先生御指摘のような御意見また御要望もあることを十分承知いたしておるわけでございますが、私もどなたもいたしましては、昭和五十五年の十二月に原爆被害者対策基本問題懇談会の御報告等もかみしめまして、この原爆被害者に対する対策につきましては、原爆という放射線に對する特別な被害をこうむられたということに着目をしていまして、現在の原爆二法に對して対応をさせていただく、こういう基本的な考え方をとらせていただいております。そういう中で、弔慰をあらわす弔慰金というふうなことはどうかというお話でございますけれども、今申し上げましたように、その放射線が現在

においても現存することによって健康に被害をもたらしているということにおいて、その被害者の方々について特別な措置をしようという考えに立たせていただいておりますので、お亡くなりになられた方々の御遺族に對して弔慰金を差し上げていくということはないではないか。また一般被災者との整合性という問題等いろいろ検討させていただいておりますけれども、まことに恐縮でございますが、今直ちに先生のお話に同意させていただくことができない状況でございます。

○大原委員 これに関連しまして、大切な問題ですから、短時間で私が話をしますが、今まで議論しました中で、こういう問題があるわけですね。戦傷病者戦没者遺族等援護法の中には準軍属がずっとございまして、十幾つあるわけですね。昭和二十七年につくられて以来、三十三年改正、その後ずっとやってまいりまして、最後には昭和四十九年には準軍属の中に旧防空法の関係で警防団や医療従事者を入れました。これも私は長い間議論いたしました。これは準軍属の中へ二、三千人入っております。

それと一緒に、昭和二十年の三月二十三日の閣議決定で國民義勇隊に関する件というのがございます。これは閣議決定でございます。当時は内務大臣の所管でございます。軍部の大臣とけんかになりましたが、内務大臣が所管するということになりました。これは家屋の疎開とか陣地の構築とかいうものをやるわけですね。防空業務的なものをやるわけですが、いざという場合には、閣議決定を改めまして、國民義勇隊といたしまして、敵前上陸や空挺隊の本土決戦に備えるという体制をだんだんと強化しました。

それで、六月二十三日に施行したわけですが、國民義勇兵役法というのを臨時帝國議會を開きましてやりました。六月八日から十二、三日ごろにかけましてやりました。秘密会を開きまして、もう日本は沖縄も捨てたし、本土決戦になった、沖縄を基地としてフィアン島その他だけ

ではなしに直接アメリカの軍隊が攻撃する、制空権もとられていくという状況でありました。そこで臨時帝國議會を開きまして、國民義勇兵役法という九条の法律をつくりまして、そして十五歳から六十歳までの男子、十七歳から四十歳までの女子、そして健康な者で志願した者、これを包括的に、中曾根さんがよく言っておる投げ網をかけるような形で、個々に召集令状を出すのではなく、投げ網をかける形、この者は出てこいと言ったら出てくるような格好、命令を聞かない場合には軍刑法の適用があるということであります。

兵役法以外に國民兵役法をつくったわけですね。これは議論しておいたら、これだけで一時間、二時間かかりますからしませんが、そういう状況の中で本土決戦に臨んだのです。法律は二十三日に施行したわけですね。八月六日に原爆でありました。それは政府の方の言い分はいろいろ、理屈をこねておるわけですね。法律は公布されて実施されておるけれども、實際上の施行がなかった、実施がなかったというふうなことを言ったり、いろいろなことをしております。定かでない。それは線引きをした経過があるが言わない。言わないのです。そういうことからいかなければ、原爆を受けた当時の広島、長崎のような状況は、他の一般空襲も同じですけれども、全部の國民が命令服従の關係にあつたということを言うわけですね。命令服従の關係にあつた。特別権力關係にあつたということでもあります。

ですから、國際法の問題もあるけれども、國家補償の対象であるのだという議論であります。これは資料を全部出して、議事録を出しまして、今までも何回もやっておりますが、これをここで蒸し返す時間はありません。ですから、そういうことを頭に置きながら、附帯決議にも毎年そういう実態調査をするということが出ておるわけですね。ぜひこの点については事実を究明して、そしてこれに對して納得のできる対応をしてもらいたい。戦争犠牲者に対する措置というものは公平でなければならぬ、こういうことでござ

いまして、この点は私が指摘をしておきます。

厚生大臣が特別に所信を述べようというのでありましたが、後の機会にお聞きをいたします。今さっきの程度の答弁でしたら、想定問答集から一つも上がっておりませんから、これは局長が答弁しなくても、課長がやりましても、課長補佐がやりましても、だれがやってもいいと私は思っております。決してあなたを悪く言うわけではありませんが、そういうことであります。

そこで、問題は児童手当法に關係した問題です。児童手当法等の中にある年金スライドと原爆二法案の諸手当のスライド、これは〇・六%になっておるわけですね。そろえておるんです。それからこの内閣委員会でも上がりましたが、恩給法、それからこのスライドは二%です。私は、原爆二法案の諸手当の場合には、国家補償的な考え方があるんだから、〇・六%でなしに二%にしてはどうかという考え方を持っておるんですが、いかがでしょう。

〔浜田(卓)委員長代理退席、長野委員長代理着席〕

○仲村政府委員 原爆被害者に対して健康管理手当を初めていたします。この額につきましては、被害者の福祉のなごり一層の向上を図るといふ観点から、ほぼ毎年引き上げを行ってきておるところでございます。

お尋ねの引き上げ幅につきましては、国民的合意を得ることができるとする水準であることが必要であると私も考えておりました。かねてより引き上げ幅につきましては、老齢福祉年金等他の公的給付に準じたものとしておるところでございます。今回の法律案におきましても、この考え方に基づいて、老齢福祉年金の引き上げ幅に準じた諸手当の引き上げを行いたい、こう考えておるところでございます。

○大原(亨)委員 行政改革審議会や社会保障制度審議会は、恩給—恩給というものは現行援護法の

ことも入っている。恩給と年金との問題について

はバランスをとれというふうに繰り返して言っているわけですね。バランスとは何かというところ、一つはスライドの問題なんですね。その考え方については筋を通せということなんです。政府は今回、戦傷病者戦没者遺族等援護法の年金や諸給付のスライドは二%にしたわけですね。人事院勧告は去年は二・三%ですから、それを値切ったわけですね。抑えることによってバランスをとる、そういうインチャキヤな考え方をやめたわけですね。それは私は理屈に合わないと思う。なぜかといいますと、年金等は保険数理を基礎にして、五年ごと再計算をしまして、物価スライドをやるけれども、五年間たちましたならば、そのときの再計算では、生活水準とか、国会で修正いたしました。賃金を参照をして、五年ごとに政策スライドを行う。五年ごとに再計算をしまして、賃金スライドを行うということになるわけですね。それは保険料負担と給付とのバランスをとりながら国庫負担を入れて計算をしていくんです。しかし、税金でやっておる恩給とか援護法とか原爆の手当というふうなものは保険数理でやるわけじゃないんです。税金でやるわけですから、公平でなければいけません。税金でやるわけですから、公平でなければいけません。税金でやるわけですから、公平でなければいけません。

○仲村政府委員 先ほども申し上げましたように、引き上げ幅につきましては、国民的合意を得ることができるとする水準であるということが必要だと私も考えておりました。かねてより引き上げ幅につきましては、老齢福祉年金等他の公的給付に準じたものとしておるところでございます。今回の法律案におきましても、この考え方に基づいて、老齢福祉年金の引き上げ幅に準じた諸手当の引き上げを行いたい、こう考えておるところでございます。

○大原(亨)委員 昭和七十年は公的年金の一元化があるんですよ。六十五年の年金のスライドのときには、原爆の諸手当もそのスライドに準じて政策的に上げていくのか。それはどうですか。

○仲村政府委員 私ども、この原爆の手当につき

ましては、前年の物価上昇率等に準拠いたしました公的年金の引き上げ率には準拠したものといたして、ことごとくおられますので、今回の改正につきましても、そのような形になるわけでございます。○大原(亨)委員 そうしたならば、五年ごとの年金の政策スライド、賃金スライドのときには、それに準じて手当を上げるんですか、こういうふうな言い方をするんです。原爆については低いままでずっと物価スライドだけやっていくのか。そうでないでしよう。我々は反対したよ、物価スライドでなしに賃金スライドをしないと言った。年金のときもやめたけれども、そうでなしに、五年の再計算のときには、収支をはかれば、国庫負担を見ても、時間がかかるといいます。また後の機会にする。時間が惜しいわ。

○大原(亨)委員 時間がかかるといいます。昭和七十年に公的年金を一元化するといふけれども、どういふ形、どういふスケジュール、どういふ内容でやるかということについて、一〇〇%とは言わないけれども、五、六〇%くらいは目安がつけましたか。

○水田政府委員 お答え申し上げます。一階部分につきましては、御承知のとおり基礎年金を導入することによりまして、給付の面も負担の面も一元化が図られたわけでございます。七十年を目途に被用者年金制度の一元化をこれから進めていくわけでございます。給付の面につきましては、将来に向かって一応整合性がとれたわけでございますが、七十年を目途に、この被用者年金の一元化を進めてまいります。過程で、厚生年金を初め被用者年金も六十四年ないし六十五年に再計算期を控えているわけでございます。で、私も七十年の被用者年金の一元化に向かって、その展望の中で地ならしをすべきものがあるかないかということ、やはり六十四年ないし六十五年の被用者年金の再計算期においてそれぞ

に考えておる次第でございます。

○大原(亨)委員 時間がたっただけで中身がないんです。何の中身もないんだから、答弁じゃない。七十年の公的年金の一元化については政府は案がないんですよ。どういふプロセスでどういふものをつくっていくかがないんですよ。そこで、基礎年金を外国と同じように保険方式でなしに税方式でやる、フラットの最低保障年金をする。そういうことを基礎にしなければ、きのう私は恩給の方で議論したんだけれども、防衛庁の自衛官の非任期制の年金にいたしても、年金開始は五十五歳です。六十歳の兵隊を雇うわけにいかぬのだから。自衛官を全部対象にしないか。そういふ関係があつて恩給との関係で議論したのですけれども、国鉄の共済年金、これを昭和六十五年以降どうするかという問題がある。それから給付と負担を一元化しようと思つと、自衛官その他の皆さんの年金の制度があるんですよ。基礎年金をまず変えなきゃいかぬ。抽象的な福祉目的税という議論ではなしに、この面とこの面との面はナショナルミニマムで絶対に全国民で保障すべきだという問題をセレクトいたしました。それできちっとやらなきゃいかぬ。それを全体見てやるのが年金担当大臣である。前の増岡さんにいたしましたも、全部そういたしました。年金担当大臣は厚生年金と国民年金の代弁者である。全体見ていない。恩給見なきゃいかぬ、七つの制度を見なきゃいかぬ、基礎年金は集めなきゃだめだ。第三号被保険者の確認事務とか免除、滞納率とか、今むちゃくちゃですよ。国民年金の制度は、だからそういうことをマイナスイーリングだけでしわ寄せしてはいけませんのであつて、そこで目的を持ったそれによさわしい制度をどうするかということを考えるのが福祉目的税である。私は今思っている。漠然と売上税の肩がわりにやっておいて、四十兆円もかかる社会保障の費用の中で国庫負担を食って逃げようというふうな考え方はいけない、こういうふうな言っているんですが、年金担当大臣がちゃんとしなきゃなら

に考えておる次第でございます。○大原(亨)委員 時間がたっただけで中身がないんです。何の中身もないんだから、答弁じゃない。七十年の公的年金の一元化については政府は案がないんですよ。どういふプロセスでどういふものをつくっていくかがないんですよ。そこで、基礎年金を外国と同じように保険方式でなしに税方式でやる、フラットの最低保障年金をする。そういうことを基礎にしなければ、きのう私は恩給の方で議論したんだけれども、防衛庁の自衛官の非任期制の年金にいたしても、年金開始は五十五歳です。六十歳の兵隊を雇うわけにいかぬのだから。自衛官を全部対象にしないか。そういふ関係があつて恩給との関係で議論したのですけれども、国鉄の共済年金、これを昭和六十五年以降どうするかという問題がある。それから給付と負担を一元化しようと思つと、自衛官その他の皆さんの年金の制度があるんですよ。基礎年金をまず変えなきゃいかぬ。抽象的な福祉目的税という議論ではなしに、この面とこの面との面はナショナルミニマムで絶対に全国民で保障すべきだという問題をセレクトいたしました。それできちっとやらなきゃいかぬ。それを全体見てやるのが年金担当大臣である。前の増岡さんにいたしましたも、全部そういたしました。年金担当大臣は厚生年金と国民年金の代弁者である。全体見ていない。恩給見なきゃいかぬ、七つの制度を見なきゃいかぬ、基礎年金は集めなきゃだめだ。第三号被保険者の確認事務とか免除、滞納率とか、今むちゃくちゃですよ。国民年金の制度は、だからそういうことをマイナスイーリングだけでしわ寄せしてはいけませんのであつて、そこで目的を持ったそれによさわしい制度をどうするかということを考えるのが福祉目的税である。私は今思っている。漠然と売上税の肩がわりにやっておいて、四十兆円もかかる社会保障の費用の中で国庫負担を食って逃げようというふうな考え方はいけない、こういうふうな言っているんですが、年金担当大臣がちゃんとしなきゃなら

ぬ。そのためには、年金担当大臣は、閣議で決定するんではなしに、北海道開発庁長官とか沖繩とか、そういう長官と同じように、設置法をちゃんと決めて、権限を持って、水田年金局長は年金担当大臣の事務局が何かわからぬ、そんなものは、だから関係ないんだ、あれは、厚生年金の代表者だ、国民年金の代表者だ。審議官も機能してないんですよ。設置法をやって、年金担当大臣はどういう権限を持っているんだということをやらないと、国鉄の統一見解をつくったように、答弁する者がおらぬから官房長官と総理大臣が答弁した。増岡さん答弁しなかったのです。だから年金担当大臣、あなたはちゃんと整備をするという意味で、そういう設置法を設けて、そして名実ともに権限と職務を果たすようにしてもらいたい、こういうことですね。そうしないと、日本の年金はずっとおいて土壇場では混乱するということになる。基礎年金もその一つである。これは質問しないで私が演説しておきますから。

そこで最後に、広島市の放影研です、ABC C。これはいろいろ経過、議論があつて、反米感情も手伝つてあつたのですが、今やアメリカ流の非常に大きな規模で被爆の実態を疫学的にも掌握するという貴重なデータを保持しているわけですよ。だから被爆者の対策や実態調査にも生きてくると思ふのですが、やってももらいたいと思ふのですね。だからこの放影研の移転問題がいろいろ言われておるのですが、これはどういふめどを持ってやられておるかということを質問しておきます。

○仲村政府委員 現在放影研といたしまして、将来の研究体制をどうするかという検討をしておるところでございます。その中で移転問題についても検討しております。

放影研の運営につきましては、御承知のように日米両国共同で行うことになっておりまして、放影研と協議しながらアメリカ側とも相談してまいりたいと考えているところでございます。

りませんが、御指摘の移転問題も含めまして、放影研の将来構想については、放影研自身はもとより、日米政府あるいはさらに地元の関係の機関とも十分御相談しながら事柄の検討を進めてまいりたいと考えております。

○大原(幸)委員 簡単にこれは貿易摩擦に關係しまして、ずっと議論しました結果、口上書で日本とアメリカが折半負担をして調査しているんですね。そこで防衛庁の予算の議論と同じように、日本が負担しろという要求があるのですか、アメリカから。アメリカ分を日本が負担しろ、こういう要求があるのですか。ノーかイエスかだけで。○仲村政府委員 円高によりまして、ドル建ての費用が増高するのは御承知のとおりでございます。その分につきましては、米国は新たな負担をしておるといふのが事実でございます。折半を動かすということについてのお話は伺っております。

○大原(幸)委員 以上で終わります。

○長野委員長代理 中沢健次君。

○中沢委員 私は臨床工学技士法それから義肢装具士法、この二つの法律につきまして、賛成ではありますけれども、幾つか質問させていただきます。

まず第一点であります、臨調の答申では、この新しい資格制度については慎重にやれ、それは一般論でありますけれども、そういう見解が一つは示されております。これは是非について議論をいたしますと時間がかかりますので、それは別にいたしまして、今度出されました二つの資格制度の法案、私が調べますと、昭和四十六年に視能訓練士、これが制定をされて以来十六年ぶりの新しい資格制度提案でございます。そういう点で言いますと、やはり相当本委員会でも今まで関係学会あるいは関係団体の方から強い働きかけがあつた。あるいは厚生省の内部でつくつておりました検討会が三月の二十日に中間答申を出されまして、そしてこの提案につながってきたのではないかと思ふのです。

まず、大臣に率直にお答えをいただきたいと思うのであります。この二つの資格制度について一般的な必要性は僕らはわかるのでありますけれども、もっと具体的な必要性、そして今の時期にこの二つの制度が提案をされた理由について、少し具体的に御聞かせをいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 医学医療の進歩、またその周辺科学の進歩に伴ひまして、医療は大変高度化、専門化したしておるわけでございます。そういうことを反映して、その医療関係職種の中で、いまだ資格が制度化されないままに医療の場において重要な役割を果たしている職種が幾つかある。この職種について資格の制度化をし、そして資質の向上を図っていくということが、これから長寿社会へ向かつていくとしても必要なことではないかというふうに考えたわけでございます。これまでにも長い経過の中でいろいろ検討がされてまいりましたけれども、実を結ばないでまいったわけでございまして、何とかこの際にては限りあるいろいろな職種の中で必要なものについてはぜひ資格化をきちんとし、そして将来のマンパワーの確保、そして資質の向上に努めてまいらねばならない、現在の行政改革の中でありますけれども、なお必要なことである、こういう認識を持って取り組ましていただけたらとございまして。

厚生省といたしましては、医療関係の学識経験者から成る資格制度検討会というのを設けまして、五つの職種について御検討をいただいたところでございます。その中で今回御提出をさせていただいております。その中で今御提出をさせていただいております。臨床工学技士、そして義肢装具士については、速やかにこの法制化を図るべきであるという答申をいただきましたので、法案をまとめまして、今回提出をさせていただいた、こういう経過でございます。

○中沢委員 そこで、今大臣の方から検討会で五つの職種について議論がされた、こういう話でございます。資料もいただいているのでありますけれども、この中間報告の中身をずっと読んでみま

すと、二つについては今度の国会で提案をされたい。残る三つの職種につきましては、私自身は医療現場の体験はありませんけれども、自治体の出身でございます。関係の市立病院なんか随分現場を見た、そういう経験なんかがあるものでありますけれども、残ったこの三つについても非常に大切な医療の職種じゃないか。ですからこの際、いろいろ問題が残っているものでありましようけれども、二つやるのであればまとめて一緒に提案ができたのか。なぜ三つを残したのか。しかもこの三つ残した今後の取り扱い、これをどういふふうにするおつもりか、これをまず大臣からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 あと三つの職種につきましては、一つは医療福祉士、いわゆるMSWと言われるものでございます。そしてその次にまいるのが言語聴覚療法士、いわゆるSTという分野でございます。この二つの分野につきましては、この検討委員会におきまして、なおこの業務範囲とか養成課程等についても少し詰めるべきところがあるのではないかと御指摘をいただき、現在関係団体で御協議をいただき、これを今進めていただいておりますのでございます。できるだけ早い時期に結論を得まして、そして法制化をして、また国会に御審議をいただきたいというふうに今努力をいたしておりますのでございます。また最後の補聴器士につきましては、中間報告の御指摘によりまして、当面は自主的な認定制度等を導入するなどして資質の向上、確保に努めてまいらねばならないかと御指摘をいただきました。報告がございまして、もうしばらく様子を見させていただくということがいいのではないかと

いうふうに考えております。

そうなりますと、今回御提案をいたしております二職種とも二つと合わせて四職を一度に御提案をさせていただければ最もよかったわけでございます。今申し上げましたように、あとのMSWとSTの部分につきましては、もう少し関係団体と詰めさせていただきますので、そして皆

さんが納得していただけるようなものとして早急に提出をさせていただく、こういうこととさせていただきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○中沢委員 今の大臣のお答えで、残った三つについてはいろいろ関係団体と協議を重ねて努力をする、こういうことでございますので、ぜひその辺は期待をしておきたいと思ひます。

次に、今回のこの二つの法案を含めて、結局医療関係の資格については、今まで十四職種があったと思ひます。今度二つふえまして十六職種。全体的には大変医療が高度化をする、あるいは技術も必要になってくる。ですから、こういう職種がふえるということについては、私自身は全面的に反対をするわけじゃないのですけれども、問題はだんだん職種がふえてくる、医療現場でいえば専門家がたかさんふえて、全体的に職場の細分化といひましようか、医療に従事をしていく方々の横の連携、つまり連携プレーが一体どうなるか、その辺大丈夫かな、もつと言ひますと、医療サービスを受ける患者から見ますと、その専門家がふえることは結構なんだけれども、実際にサービスを提供を受ける患者から見ると、その辺の不安がやはり何とはなしに出てくるのではないかな、こういう感じを率直に持つのですけれども、それに対する厚生省の具体的な考え方、あるいはこれからの対策の立て方、これをちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 今先生が御指摘になりましたことは大変重要なことだと考えておりまして、例えばただいま御審議をいただいております臨床工学技士法につきましても、第三十九条に「臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない」という一項を法文化いたしましたわけでありまして、義肢装具士法につきましても同様であるわけでございます。これはこれまでの同種の資格法にはなかった法文でございますので、今回先生の御指摘のようなこと

を私どもも考えまして、このような法文を入れたわけでございます。

この法律がお認めをいただき、この資格制度が発足をいたしましたら、それぞれの現場におきまして、関係の医療担当者として十分に連絡をとり、チームワークをよくして、そして医療全体の向上を図られるように私どももきめ細かく指導をいたしてまいらねば、このように考えております。

○中沢委員 若干関連をするのですが、臨床工学の職種について言ひますと、一つは人工透析あるいは人工心臓、こういうことがいろいろ言われていふのでありますけれども、具体的にひとつお尋ねをしたいと思ひますが、腎不全患者が人工透析で治療をされる、手元へちょっと資料をいただきましたけれども、日本透析療法学会、この学会の調査によりますと、昭和六十年年度末だといふふうにお聞きをいたしました。人工透析をやっている施設は全国で千五百八十七カ所、患者の数が六万六千三百、具体的にそういう技士として現場で作業をされている方が約五千七百人、こういう一つのデータをいただいております。現状は六十年年度末でありまして、できればもっと新しい資料があればお聞かせをいただきたい。これが一つ。

それから、腎不全患者そのものが全国的にこれから増加の傾向にある、あるいは高額療養費の関係もございまして、相当スピードを上げて患者がふえるのではないかと、このようにも言われておりますけれども、その辺の将来的な見通しについてどういふデータをお持ちであるか、それと同じようなことで人工心臓あるいは私どもも知らないその種の職種があると思ひますのでありますけれども、そういう職種に事実上仕事をされている方々の現状と将来の見通しを数字的に明らかにしていただきたい。

それと関連をいたしまして、義肢装具の分野でも同じような内容でいろいろあると思ひます。これも実態と将来の見通し、特に交通事故がずっと増加の傾向にございまして、その種の対策も

非常に、リハビリでありますけれども、重要ではないか、このように考えておりますので、現状と今後の見通し、これを含めて教えていただきたいと思ひます。

○竹中政府委員 人工透析等の患者の数あるいはそれに人工透析を含めましてここでお願いしておきます臨床工学技士に当たるような仕事をしたいだいておる方々の数、今先生から昭和六十年の数字のお話もございましたが、私どもも現在時点では昭和六十年現在の数字しか持つておらないわけでございます。それに基づいて申し上げてみますと、例えば人工透析を受けておられる患者の数が約六万六千といふことでございますが、将来、これから十年後ぐらい、昭和七十年時点でどれぐらいになるか。いろいろ学会での推計がございまして、人工透析を受けられる患者の数は六万六千から恐らく十万人ぐらゐまで伸びるのではなからうかと言われております。それから人工心臓の必要手術の件数でございますが、これが昭和六十年現在で一万七千件、十年後には三万五千件になるというふうにも考えられております。それからこの種の臨床工学技士が活躍していただくもう一つの場面でございますICUでございますが、ICUの病床の数が昭和六十年現在一万三千、昭和七十年には約一万八千になるであろうといふことでございます。

そういうことで、臨床工学技士でございますが、現在従事をしておられる方の数は、これは重複もかなりあるかと思ひますが、重複も含めまして約六千人でございます。これが今後の発展、普及に伴ひまして、将来的には一万五千人から二万人ぐらゐが必要なのではなからうかと見込んでおります。

それから、同じような数字で義肢装具士でございます。義肢装具の対象の数がございまして、昭和六十年現在で三万三千六百強でございます。これが昭和七十年には六万五千件、ほぼ倍増するのではなからうかと見ております。

現在、義肢装具につきましまして製作、採型、適合

等に従事しておられる方は、昭和六十年現在で四千五百人でございます。このうち医療機関の中で仕事をしておられる方が、これは採型、適合も含んでやっていたらいたる方といふことにならうかと思ひますが、今の四千五百人のうち千人でございます。昭和七十年、十年後には医療機関の中で採型、適合に従事される方が恐らく倍ぐらゐ、二千人ぐらゐ必要ではないか。また製作のみに従事をする方、つまり先ほどの医療機関以外で働いておられる方でございますが、それも若干ふえまして、合計で六千人ぐらゐの方々が必要になるのではなからうかと見込んでおります。

〔長野委員長代理退席、丹羽（雄）委員長代理着席〕

○中沢委員 数字そのものについては私が指摘した内容とほとんど類似をしております。納得をするのであります。今お答えがありましたように、現状においてもそういう医療職種に従事されている方が非常に多数いらっしゃる。今度の資格法との関連でいいますと、法案の附則第三条第三号を見たのでありますけれども、五年以上の経験があれば云々、こういうことが一応明記はされておりますけれども、私自身、杞憂かもしれませんが、現在たくさんの方々がそういう現場に従事をしていて、今度の資格法が出てまいりますと、本当に今の職場がその人にとって守られるかどうか、この辺ちょっと確認のためにお答えをいただきたいと思ひます。

○竹中政府委員 今回お願いしております法案におきましては、国家試験の受験資格は、高校卒業後厚生大臣の指定した養成所等において三年以上必要な知識及び技能を修得していただくことが原則になっておるわけでございますが、今先生からお話もございましたように、既にこれらの業務分野で多くの方々に専門職種として従事していただいておりますので、それらの方々に一定の条件のもとに特例の受験資格を与えるということにさせていただいたかどうか、お話しすの附則の三条でございます。それは、この法案でお

願ひしておりますのは、五年以上の業務経験を有しまして、昭和六十八年三月末までに厚生大臣の指定いたしました講習会の課程を修了するといったようなことを条件にいたしまして、特例として受験資格を認めるということになっておるわけでございます。この二つの資格制度の発足に際しましては、今申し上げました指定講習会の円滑な実施を図ること等によりまして、現在従事していただいております方々の受験資格の取得が支障なく行えるように努めてまいりたいと考えております。

○中沢委員 最後の質問であります。現状については今いろいろお答えもございました。資格法についての、現在現場で仕事をされておる方についてもそういう配慮があるという確認もとつたのでありますけれども、問題は、これから先のこういう人たちの養成計画が一体どうなっていくか。先ほどの数字によりますと、例えば人工透析だけでも患者数が十一万人から十二万人にふえる。そうすると、今の数では当然足りないわけでありまして、関係の人工透析の技士の養成については相当力を入れて急いでいかなければ間に合っていないという結果になると思ふのです。これは人工透析以外にも、最近では人工心臓の手術がたくさんふえておる、これからもどんどんふえるだろう、こういうことでございますので、私もかなり前の委員会でもマンパワーの問題について大臣にも質問いたしてお答えをいただいておりますけれども、そういう全体的なマンパワーの計画の中で、この職種については相当ウェートを置いて、将来的な養成計画をきっちりとつづけて、医療の要求にこたえる必要性があると思ふのでありますが、将来的な養成計画をどのように持っておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹中政府委員 まず臨床工学技士でございますが、先ほど申し上げましたように、現在六千人で将来的には一万五千人から二万人が必要だということでございますので、当面毎年四百人から五百人程度の養成をすることが必要ではなからうかと思っております。また義肢装具士につきましても、当面毎年百人程度を養成することが必要だと考えておりまして、既に一部にこういう養成所をつくりたいというお話も伺っておりますし、あるいは一部の大学において、臨床工学技士の養成に該当するような課程を考えていきたいというようなお話も伺っております。先生からお話ございましたように、私もこれからの医療の確保、向上のために、今申し上げましたような数字を目標にして養成体制の整備を十分図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○中沢委員 時間が来ましたので、以上で終わります。

○丹羽(雄)委員長代理 吉井光昭君。

○吉井委員 私は、児童扶養手当法外四法案に関連いたしました、若干の質問をいたしたいと思ひます。先ほどの質問に重複する点が多々あるうかと思ひますけれども、お許しを願ひしたいと思います。

まず、年金改定の方法についてお尋ねをしておきたいのですが、年金改定については昭和四十八年度から物価スライド、すなわち消費者物価が年平均で五%を超えて変動した場合、翌年の四月からその率に応じて年額を改定するもの、こういうわけでございますが、これが導入をされて、近頃は物価が五%を超えなくても、特例的にスライドが毎年行われているわけでございます。六十二年におきましても、六十年に改定する六十一年度の消費者物価の上昇率が〇・六%、この〇・六%によつて年金改定が行われているわけですが、六%でも改定が行われるということは結構なことですが、今後は物価上昇が少しでもあるならば、必ず年金額の改定を行うものと考えていいのかわるか、それとも六十二年は何か特別な理由があつて改定をしたわけですから、今後のことは保証できないというのであるならば、六十二年の特別な理由というのはいくつある理由なのか、この点をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

(丹羽(雄)委員長代理退席、浜田(卓)委員長代理着席)

員長代理着席

○水田政府委員 お答えを申し上げます。年金額の改定のルールといたしましては、再計算時に前回の再計算期以降の国民の生活水準なり物価の動向等を見きわめながら改定し、次の再計算期まではその年金額の実質価値を維持するということで、物価によるスライドを行っているわけでございます。現在、法律上の基準は今先生御指摘のとおり五%ということになっておるわけですが、五%を割っておりますが、私も特例的に政策的に判断をいたしまして、物価スライドを今回実施するようにいたしましたわけでございます。

先生の御質問は、今後五%を切った場合でも必ずやるのかどうか、こういうことでございますが、切った場合でも必ずやるという法律上の制度の仕掛けに現在なっておりますので、そのときどきの総合的な判断によつて特例的なスライドを行うというのがここ最近の趨勢になっておるのであります。この五%の基準が、現在の物価が安定している状況から見ると高きに失するのではないかと指摘のありますことも、私も十分承知をいたしておりまして、その自動スライドの基準のあり方につきましては、来るべき再計算のときの検討項目として、年金審議会等にも十分そこらあたりの御意見を聞きながら将来の問題として検討をさせていただきたい、このように考えている次第でございます。

○吉井委員 今申し上げましたように、近年消費者物価の上昇率が五%以下でも、特例として、また今の御答弁によりまして、政策的な判断といたしたこともありますが、いざいかにいたしたとしても、毎年年金額の改定が行われておるわけですが、このこと自体は非常に結構なことですが、ところが、年金の目的は主に老後の生活安定のためというところからすれば、果たして消費者物価だけが最良のスライドの指標かどうか、またこれに問題はなにか。消費者物価といいますが、この指標の消費者物価指数を用いるわけですが、この指

数が実際私たちが国民生活の実感の上から若干かけ離れているのではないかと、こういった点はよく指摘をされているところですが、これを用いるとしても、何らかの形で補正をして、老後生活の実態をよく反映したものとするといった工夫が年金の改定にはできないものかどうか、この点いかがでしょうか。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

ごもっとも御指摘でございます。これは法律上の自動的な仕掛けということではなく、先ほどもちょっとお答えの中で触れさせていただきましたが、再計算時に前回の再計算のときから今回の再計算期の間の国民生活水準の向上でありますとか賃金上昇の度合いを総合勘案して、給付水準のあり方を見直すということが、いわば年金改正のやや定着したルールみたいなものになっておるわけで、私も再計算時にはほぼそのルールに従つた形のあるべき年金額の見直し設定ということをやつてまいっているわけでございます。次の再計算期までの間は物価の上昇率でスライドすることによつて実質価値を維持する、こういう形でやつておるわけでございます。

では、それを毎年やたらどうだということがあるかと思ひますが、給付水準のあり方というのは、費用負担の関連で設定するべきものでございまして、あるべき本質的な給付水準というのは、年金再計算期に保険料負担との見合いでおのずと決まってくるのが適切ではないかということ、今日までその方法を踏襲してやつてまいつておるところでございます。

○吉井委員 児童扶養手当また特別児童扶養手当等も今回改定をされているわけですが、その改定率はほぼ〇・六%。これは沿革的には年金制度と関連するものでして、例えば児童扶養手当については見ますと、死別母子家庭に対して支給されていた母子福祉年金の補完的な制度として全額国が負担するとして昭和三十七年の一月に発足をしたわけですが、しかし、去る百二回国会で都道府県負担の導入を図る等のためにわざわざ年金の補完的

制度という性格を変更した。そうして独自の福祉制度に改められているわけです。そうだとするならば、その額の改定については、年金サイドからではなくして、独自の福祉制度としてどうあるべきかという観点からきめ細かくそのあり方を検討すべきではないか、このように思うわけですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○坂本政府委員 ただいま御指摘ございましたように、児童扶養手当は、従来の年金の補完的制度から独自の福祉制度へと昭和六十一年に改定が行われたわけでございます。その後において手当額の改定を実施してきておりまして、基準は前年の物価上昇率に基づいて改定を行っております。これは単に従来年金の補完的制度であつたから、今日においても年金に単純に合せて行つて行つていくことではなくて、やはり児童扶養手当制度としての考え方から行つておるわけでございます。結果として同じ物価上昇見合いという形になつておりますけれども、考え方は今申し上げたようなものでございまして、こういった独自の福祉政策として、やはり今後社会経済情勢の動向に対応した改定というものが当然考慮すべきであらうと考えております。

ただ、現時点におきまして、全額国と地方公共団体によって負担をしておる、同時に今日の非常に厳しい財政状況の中にあつて、この制度の安定的な運営を図っていくことから、現在の時点では、消費者物価上昇率に見合つて少なくとも実質価値を維持するという考え方で、また同時に制度は異なりますが、同じように所得保障としての性格を持っている年金あるいはその他の各種の給付との均衡も考えながら改定を実施してまいつておるわけでございます。今後この考え方に基づきましても、いろいろまた私どもとしては検討をしましてまいりたいと思つておるわけでございますが、基本的には、現在の改定の考え方は今申し上げたようなところでございます。

○吉井委員 もう一点、今の児童扶養手当、また特別児童扶養手当等の受給者の生活実態を厚生省

としてはどのような形で調査されているのか、またその調査結果は、現在の手当の額に完全に反映されているとお考えになつておられるかどうか、この点いかがですか。

○坂本政府委員 児童扶養手当は母子世帯に支給するものでありますし、特別児童扶養手当は障害児を養育している保護者に支給するという形でございまして、それぞれできるだけ実態を把握して、それに基づいて政策を決めていくという考え方のもとに各種の調査を実施してきております。母子家庭につきましては、過去におきましておむね五年ごとに全国的な実態調査を行つておりました。最近では昭和五十八年度に行つておりました。それから障害児につきましては、過去において実態調査をやつたわけでございますが、この調査につきましては、いろいろはかに難しい問題がございまして、最近では直接全国的な調査をしたのは五十年間というところで若干年数があつておりますが、六十一年度末、ことしの二月に新しい調査を実施いたしました。今集計中でございます。これらの実態を私ども把握いたしましたして、それを政策に反映させるようにいろいろ努力はしておるわけでございます。

この手当額そのもののほかに、母子家庭あるいは障害児に対して総合的に他の施策も含めまして、福祉施策としてできるだけ充実するような形で考えておるわけでございまして、例えば母子家庭に對しましては、ただいま申しましたような手当額の改定を初めといたしまして、母子福祉貸付金の貸し付け、あるいは就労対策、さらに介護人の派遣、障害児対策につきましましては、施設整備を行つて収容、あるいは在宅の場合の通園事業の充実、さらに家庭奉仕員の派遣、こういう幅広い見地からできるだけ実態に見合つた対策を進めるように努力をしておるところでございます。

○吉井委員 次に、先ほどもちょっとお話ししましたが、国鉄共済の救済と年金の一元化についてお尋ねをしておきたい。

昭和五十九年二月二十四日の閣議決定では、昭

和七十年を目途に公的年金の一元化を完了させる、こういうことになつておるわけですが、今後公的年金一元化問題の検討はどういう手順と方法になつておられるのか、大臣、お答え願ひしたいと思います。

○斎藤国務大臣 先生も今おっしゃつていただきましたように、昭和七十年を目途として年金の一元化を目指してまいるといふことは政府の方針として決めておるわけでございます。さきの年金改正におきまして、基礎年金を導入していただき、給付、負担の両面から一元化が図られたわけでございまして、今後はその他の部分におきまます被用者年金全体の一元化へ向けて制度間の調整を図つてまいることになるわけでございます。これらの問題につきましては、できるだけ早急に検討に着手をいたしたいと思つておるところでございいたします。

○吉井委員 この国鉄共済の救済問題につきましては、去る三月二十四日に内閣府長官、それから大蔵、運輸、厚生、の各大臣によるこの関係懇談会が昭和六十四年度までの対策をまとめられたわけですが、六十五年以降の対策としては、いよいよ厚生年金によるこの援助が必要、このように言われているわけですが、国鉄共済の救済に對しては、厚生年金側は反対、このように聞いておるわけです。それはどういう理由なのか。また国鉄共済に對する地共済の援助については自治大臣は反対、このように聞いておるわけですが、厚生年金の援助について所管であるところの厚生大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○斎藤国務大臣 国鉄共済年金問題につきましては、昭和六十年十一月の政府の統一見解に沿ひまして、国鉄共済年金問題に関する関係懇談会を設置いたしました。そこで鋭意検討を続けてまいりました。今お話にもございましたように、その中で昭和六十四年度までの方策につきましては、この三月、過去の追加費用の見直しと国鉄共済年金の積立金の充當によつて、昭和六十四年度までの支払

いに支障が生じないような措置を決定いたしましたところでございます。六十五年以降についてはどうするかというところでございまして、引き続きこの国鉄共済年金問題に関する関係懇談会において検討をしてまいることとしたしておるところでございます。

厚生年金もしくは他の年金との問題でございまして、先ほども申し上げましたように、被用者年金全体の一元化に向けての検討を今後進めてまいりますが、そういう中で被用者年金の一つとしての国鉄共済のあり方、もしくは他の年金との制度のアンバランスの調整という問題もそこである議論されるのであります。また一方、国鉄共済年金そのものにおけるいろいろな問題等について国鉄共済年金問題に関する関係懇談会で検討が行われる、こういうことでございまして、それぞれの分野、それぞれの立場において検討が行われていくことに今後なつてまいらると思つておるわけでありまして、今直ちに厚生年金がどのように助けるのか共済年金がどのように助けるのかというようになことは、まだ少し早過ぎるような気がいたしておるわけでありまして、それぞれの問題を検討していく中で、いろいろな問題が出てき、そして相互間の問題調整が行われるということがあり得るであらうというふうに考えておるところでございいたします。

○吉井委員 先ほど申し上げましたように、また今大臣から御答弁をいただいたわけでございまして、六十年十一月のこの国鉄共済に関するところの政府統一見解では、六十五年以降の国鉄共済問題については、六十四年度までの対策がまとまつた後に速やかに検討する、こういうことになつておるわけですが、どのような方法、手順でこれを検討されていくのか。またこの問題とそれから公的年金の一元化の問題、これは一体どのような関係にあると理解していいのか。すなわち、国鉄共済の問題が決まらないと、やはり他の公的年金の一元化という問題も進まないのではないのか、このように思つておるわけですが、いかがですか。

○斎藤國務大臣 国鉄共済年金問題に関する関係懇談会は三月まで、六十四年度までの問題について検討いたしましたわけでございますが、六十五年以降につきましては、言うならば、その三月に決めましたときに、六十五年以降のことについてどうするかというのを決めました。それはすなわち、先ほども申し上げましたように、この関係懇談会で引き続き検討する、こういうことになったばかりのところでございますが、今後まず当面は、国鉄共済年金の今後の収支の見通しとか、また給付水準の現状というふうな点から勉強し、検討を始めてまいりたいというふうに考えております。

また、他の被用者年金の一元化との関係でございますが、先ほど申し上げましたように、一元化の検討は検討として進め、そして国鉄共済の問題は問題として、その独自の問題について検討を進め、そういう検討の過程の中で、それぞれ関係する問題が出てくることになるかというふうに思うわけであります。ところが絶対に先でなければならぬというふうなことはなく、検討と並行しながら、お互いに調整すべき点が出てきた場合に調整をしまいたいということが妥当であろうというふうに思っております。

○吉井委員 次に、国保問題懇談会の件についてお尋ねをするわけですが、この国保の問題というのは今から非常に大きな問題になりつつあるわけですが、この国保のあり方を検討する政府の国保問題懇談会、これが去る五月八日に発足をいたしましたわけですが、この国保問題懇談会というのは何を検討するためにこれを設けることにしたのか、この点はいかがですか。

○末次説明員 国民健康保険は、御案内のとおり医療保険制度の基本をなす制度でございますが、この制度の安定した運営というものを確保する必要があります。したがって、医療保険制度全体の中におきます国保制度のあり方につきまして、国と地方の役割分担等を含めまして、この際幅広く基本的な

検討を行いたいというふうに考えたわけでございますが、ただいまお話のございましたように、五月八日に学識経験者を構成メンバーといたします国保問題懇談会を開催したところでございます。

○吉井委員 そこで、昨年暮れの六十二年度の予算編成の際に、大蔵、厚生、自治の三省は、国保の負担を導き入れて、そして国の負担を軽減しよう、こういう案を出したわけですが、地方側は、国の負担軽減であるとか、国保は国の制度として設けられたのだから、国の負担軽減のみを策するのには国の責任放棄である、このように非常に強い反論を示して、結局この案は撤回されたわけですが、そのかわりに、大蔵、厚生、自治の三省の合意によりまして、この懇談会が設けられた、このように経緯があるわけですが、今述べました経緯等からいって、この懇談会は都道府県負担の導入を検討するものではない、このように考えてよろしいでしょうか。

○斎藤國務大臣 今回の国保問題懇談会は、国保の将来にわたっての安定的な運営を図っていくために、医療保険制度全体の中でのように考えていくかという点で、幅広い観点から御議論をいただくものでございますが、同時にまた国と地方との負担のあり方ということについても、その幅広い検討の一つの課題であろうというふうに考えておるところでございます。

○吉井委員 今大臣からも御答弁がございましたように、当然国と地方の負担のあり方、こういうこともいろいろと検討をされるわけですが、自治省はこの国保に対する都道府県負担の導入に反対をされているようですけれども、その理由についてお聞かせを願いたいと思います。

○二橋説明員 ただいまお尋ねにもございましたように、国民健康保険制度は、国の責任におきまして行われます国民皆保険の一環として行われる基本的な制度でございます。他の医療保険制度と同様に、保険料と国庫負担によって財源を賄うべきものというふうに私も考えております。したがって、この国民健康保険につきまし

て地方負担を導入いたしますことは、地域の住民の税金を国保の被保険者のみ支出するという結果になりまして、住民相互間のバランスを欠くということとなります。そういう観点から、私どもとしては国保について地方負担を導入することとは行方べきではないと考えておる次第でございます。

○吉井委員 私が聞くところによりますと、自治省は当然ながらこの懇談会は都道府県負担の導入を検討する場ではない、このように考えていらっしゃるようですが、もし検討されることになった場合はどう対処するのですか。

○二橋説明員 国保問題懇談会は、先ほど厚生省の方から御答弁がございましたような趣旨で設けられたものでございまして、自治大臣も含まれます。三大臣の合意に基づいて設置されたところでございします。国民健康保険の安定した運営が確保されるように、医療保険制度全体の中における制度のあり方について幅広く基本的な検討を行うということで設けられたものでございします。いろいろな角度から国保に関連する問題が検討されることになるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、どのような課題が検討されるに当たりましても、ただいま申しましたような設置の趣旨に基づいて検討が行われるべきものというふうに考えております。

なお、国保の地方負担の導入の問題につきましても、自治省の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。

○吉井委員 それでは厚生省にお尋ねをします。懇談会の検討期限、これはいつまでなのか。もし今年末までに検討を終えたいとするならば、これを六十三年度予算に反映させるのですか、どうですか。

○末次説明員 当面の検討スケジュールにつきましては、さしあたり国保の現状と問題点につきましても御議論いただき、検討事項を整理する、そこから入りたいと思っております。そこをまとめました段階で具体的な検討に入っていきたいとい

うふうに考えております。

その時期につきましては、現在のところ、懇談会では特にいつまでと決めているわけではございませんが、ただ問題の緊要性もございまして、私どももいたしましてはできるだけ速やかに検討を進めていただきたい。その結果に基づきまして、またその時期に基づきまして対応を考えていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 そこで、厚生省はかつて昭和五十九年の健保法の改正のときに、昭和六十年代後半のできるだけ早い時期に給付の八割程度への統一及び財源の調整等による負担の公平化を図る、そういう医療保険制度の一元化についての考え方を示されているわけですが、この実現への努力、これはその後どうなっているんでしょうか。

○末次説明員 医療保険制度につきましては、今後本格化する長寿社会を迎えますに当たりまして、給付と負担の公平化を図ることが不可欠の問題というふうに考えております。そういう関係で、前国会におきまして、老人医療費の負担の公平化を図るという見地から老人保健制度の改正が成立いたしました。したがって、今後この状況を踏まえまして、医療保険制度の一元化に本格的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

さしあたり、本年一月三十日に社会保険審議会に對しまして、一元化を念頭に置きまして、医療保険制度をめぐる基本的な問題を中心に幅広い検討をお願いしたところでございまして、具体的に四月十四日にはこの問題に取り組むための第一回の基本問題等小委員会を開催したところでございします。

また、ただいま御答弁申し上げております国保問題懇談会、これにつきましても制度一元化と深い関連を有するものでございまして、今後こういうふうに関係者の御意見を幅広く伺いながら、鋭意検討を進めていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 今後の高齢化、これを控えまして、

医療保険の一元化、また医療費の適正化等の中で、この国保というものを今後どう考えていけばいいのかということは、当面の国保のいわゆる一番最大の課題ではないか、このように思うわけですが、こうした非常に大きな問題については当然この懇談会でも取り上げるものと考えられるわけですが、そうだとしますと、今回のこの懇談会の程度のもので処理するのは非常に困難ではないか、したがって、よりもっともっと規模の大きい組織でもってじっくりと取り組んでいく必要があるのではないか、このように思うわけですが、いかがですか。

○斎藤国務大臣 たいま御説明申し上げましたように、医療保険の一元化に向けては、社会保険審議会にその御検討をお願いをし、基本問題の小委員会を持っていただきまして御検討を進めていただいている。またその中でも、特に国保の問題は緊急を要する非常に重要な問題でありまして、一方国保懇談会を設置して御検討いただくというところでございまして、これら二つの御協議をいただくということ、当面この御検討を進めていただく、これを見守らしていただくということが適当であるというふうに思っております。

○吉井委員 そこで、この国保財政につきまして、例のいわば退職者医療制度創設時の加入者の見込み違い、これによって大きな影響額が生じて、そして昨年の老人保健法改正によってようやく一息をついた、こうした状況にあるわけですが、市町村によれば、なお五十九、六十年の度の影響額は二千八百億、これに対する国の未措置額が七百十三億、このようになっております。そして昨年の老人保健法改正の実施時期の二カ月おくれ等による国の未措置額がこれまた二百九十八億に達している、このように言われているわけですが、これらの未措置額について国は当然早急に補てんすべきではないかと思うのですが、もしその考えがないとするならば、一体この分はだれが負担することになるのですか。

○末次説明員 退職者医療制度創設に伴う五十、九、六十年の国保財政に対する影響額、これにつきましては、たいまお話のございましたように、二千八百億に達して補正予算で千三百六十七億二千五百萬の国民健康保険特別交付金を措置したわけでございます。これは極めて厳しい財政事情のもとで、国として最大の努力を重ねたぎりぎりの結果であるというふうに私も考えております。また六十一年度につきましても、当初予算に国保特別交付金を計上し、さらに補正予算で七百四十億の追加をしたわけでございます。これもまたたいま申し上げましたような最大の努力を重ねたぎりぎりの結果であるというふうに私も考えております。

これにつきましていろいろ御批判のあることは承知しておりますが、お話のございました老人保健制度の改革等によりまして、国保財政の安定化が図られるという状況もございまして、厚生省といたしましては、今後とも国保の財政状況を十分見守りながら、その運営の安定化が図られるよう誠意を持って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 次に、被爆者援護手当の改訂についてちょっとお尋ねをしておきたいんですが、現在被爆者手帳を所持している人は全国で何人いらっしゃるのか、またそのうち七十歳以上のお年寄りの方が何割を占めているのか、一番新しいデータでお知らせ願いたいと思っております。

○仲村政府委員 被爆者手帳の保有者でございますが、現在昭和六十年年度におきまして、三十六万六千人の方が手帳を保有されております。そのうち七十歳以上というのは、先ほど話になりましたように、実態調査のところで調査をしております。六十歳以上の方が三十四、七十歳以上の方が一五・五%でございます。この率は恐らく一〇ポイントあるいは七、八ポイントずつアップして高齢化が進んでおるといふふうに考えております。

被爆から四十二年を迎える現在、被爆者の高齢化が非常に進んでおる、したがって、健康に対する不安、また将来に対する不安というものがますます大きくなっているわけですが、潜在的被爆者を含めると一万人、私どもの住んでおるところの山口県は、広島、長崎に次いで三番目の被爆県となっているわけですが、我が国は御承知のように、人類唯一の被爆国として全世界に平和を訴え続ける使命と責任があるわけであり、生き証人であるところの被爆者の存在は、これに大きく貢献をしておるわけでございます。こうした観点からも被爆者の高齢化対策というものが急務ではないか、私はこのように思うわけですが、いかがですか。

○斎藤国務大臣 原爆被爆者の皆様方には大変お気の毒な思いをいたしております。現行原爆二法によつてその対策を充実をさせているところでございますが、特に御指摘のように、被爆者の皆様方の高齢化というものが非常に重要である、被爆者の高齢化対策というものが非常に重要であるという認識をいたし、きめ細かな対策を推進をいたしてまいりたいと考えております。現在、御承知のように、広島、長崎等におきまして、原爆被爆者の方々に向けての特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の整備、また運営等を図っておるところであり、また家庭奉仕員等の制度を活用して御援助を申し上げておるところという段階であります。また六十二年度におきましては、健康管理施設の助成も行つてまいり、こういうことにはいたしておるわけでありまして、先ほどの御質問でもございましたように、被爆者の実態調査、生存者調査等におきましても、高齢化問題についてのいろいろな御質問事項をふやしておるわけでありまして、この調査の集計ができてきたらまたならば、その結果を踏まえて、なお一層の高齢化対策をきめ細かくいたしてまいり決意でございます。

○吉井委員 また、この高齢化とともに、こういう被爆者の中には、多少体のぐあいが悪くても、生活を維持していくためには働かざるを得ない、

こうした方々も随分いらっしゃるわけです。したがって、中には定期的に健康診断を受けたくても、長時間かかる病院通いはなかなかできない、こういった方も随分いらっしゃるわけですが、現在受けている被爆者手当のうち、健康管理手当の受給者は全体の七割近くに達しているわけですが、これは御承知のように、三年ごとに更新をしなければならぬ。しかし、この更新手続が非常に煩雑である、しかも更新に長期間を要するために、被爆者にとってはこれがまた大きな負担となっている、こういう声をあちらこちらで聞くわけでございます。したがって、被爆者の置かれている現状を考えると、こうした点の改善がぜひとも必要ではないか、このように思うわけですが、この改善策についてお尋ねをしたいと思います。

○仲村政府委員 健康管理手当でございますが、御承知のように、被爆者の方々が一定の疾病にかかっているということに着目いたしまして支給されておるわけでございます。対象者の方々は約二十二万人という数字でございます。その方々がその疾病にかかっているということに着目しております。ことから考えまして、定期的にその状態を確認することは、手当の趣旨から必要だということである、このようになっておるわけでございますが、御指摘のように、支給期間三年ということ、一部の疾病を除きまして三年ということでございますが、対象疾病診断書の様式等についてさらに改善する部分があればということで、今検討をお願いしております。その内容等について研究をお願いしております。私どもとして事務的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 次に、喉頭摘出者に対する税の減免についてちょっとお尋ねしておきたいと思うのですが、身体障害者福祉法によりまして、喉頭がん等でのに続く気管の中にある発声器官を摘出した者は、音声または言語機能の喪失並びにその著しい

障害に当たるとして、障害等級が三級または四級の重度障害者とされているわけですが、こうした喉頭摘出者の方々は、気管孔のみで呼吸をするわけですから、その気管孔が小さいために非常に軽度の運動でも息切れがする、たかが詰まりやすいので息苦しいとか、また平地を歩く場合でも、健常者に比べて遅いペースで歩かざるを得ない、長距離を歩くと呼吸困難になる、しかし歩行にかえて自転車に乗ろうとしても、特に寒いときなどはせき込んで呼吸困難になる、このように日常生活に大変な支障を生じていると伺っております。

このような音声または言語機能障害による不便は、同じく障害等級の一、三、四級に当たるとされております呼吸器機能障害の場合と全く同様だと私は思うのです。しかも、こうした喉頭摘出者は歩行困難であり、また音声が出ないために思うように行動したり、意思の伝達すらできない。したがって、事実上、電車やバスも利用が非常に困難である。そのために自動車、家用車が日常生活で不可欠になっておる、こういう点でも呼吸器機能障害者と同じ状況にあるのではないかと、このように思うわけですが、厚生省はこのような類似性を認めているのかどうか、この点はいかがですか。

○小林(功)政府委員 喉頭摘出者の問題でございますが、この道の専門家にも何人か御意見を伺ったわけですが、それによりますと、喉頭摘出のみによって呼吸困難に陥るということはずなないだろうというのが全員の一致した意見でございます。したがって、そういう意味で喉頭摘出者あるいは音声、言語障害すべてについて税の減免というのはなかなか困難であると思っております。

ただ、先生もちょっとお触れになりましたように、喉頭を摘出した場合に、場合によっては合併症を併発するとかあるいはそれによって気管に影響を与えるとかいうことで呼吸機能に支障を生ずるといふ例も、これは余りたくさんはないように

ございますが、まれにはあるということでございます。その場合には、呼吸器機能障害ということに障害認定を受けられますので、自動車税の減免につながるというケースもあり得るであろう、このように考えております。

○吉井委員 この喉頭摘出者ですが、私もたくさんの人を知っておりますわけですが、今もちょっと触れられました税の減免、そういったものについて、これはわずかの県ですけれども、減免措置を講じておる、こういうことですが、こうした状況からすれば、自治省あたりも全国的に減免の指導をすべき時期に来ているのではないかと、このように思うわけですが、自治省のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○小川説明員 ただいまの自動車税等の減免につきまして、先ほど厚生省の方から御答弁がございましたように、私もといたしましては、特定の心身障害者に対して減免について課税の公平というものを確保していくという観点から、日常生活を営むに当たりまして、歩行困難というように一定の障害者につきましては限定して減免を行う、こういうふうなことを限定して減免を行っております。先ほどの厚生省のお答えにもございましたようなことがありますが、私もといたしましては、その段階にまでまだ至っていないのではないかと、いうふうなことを考えておるわけですが、なお医学的、専門的な分野につきましては、厚生省の方からいろいろ助言等もいただきながら対処をしていくというふうなことを考えておるところでございます。

○吉井委員 以上で終わります。

○浜田(卓)委員長代理 次に、田中慶秋君。

○田中(慶)委員 まず、今回提案されている法案の中で、児童扶養手当の問題について質問をさせていただきます。

今回の児童扶養手当の引き上げで、例えば母子家庭の所得保障が十分にされているかどうか、この辺について伺いたいと思っております。特に最近の母子家庭、例えば交通事故による母子家庭もある

でしょうし、あるいはまたそれぞれの家庭の中における条件は違いますが、病氣によってなられたような母子家庭、大変悲惨な目を見ているわけでありませうけれども、こういう中における所得保障といふ点から、こういうことを考えたときに、子供を持ちながら家庭を営むというのは大変なことだと思っておりますので、この辺についてどううにお考えになつておられるのか、冒頭にお伺いしたいと思っております。

○坂本政府委員 母子家庭に対しては、たゞいま御指摘のあったような児童扶養手当の支給を初めといたしまして、また死亡の原因によつては年金の支給も行われるわけですが、そのほかには各種の施策を通じて、その生活の安定と自立の促進を図っていく必要があると考えておるわけでございます。母子家庭の状況もさまざまございしますが、私どもの考え方としては、まず所得保障としての児童扶養手当につきましては、少なくとも現時点で物価上昇等を勘案して、その実質価値の維持を図るということの基本にいたしまして、今年手当額の引き上げを行うことを予定しておるわけでございます。

また、この母子家庭に対する福祉対策といたしましては、手当の支給だけでなく、母子福祉資金の貸し付け、さらに現在就労しておられない母子世帯の場合には就労対策、あるいは公的な施設における売店の設置に対する優先的な取り扱い、あるいは母子相談員による各種の相談、さらに母親あるいは子供が病氣になったときの介護人の派遣、こういったような各種の対策を通じて、母子家庭の生活の安定と自立の促進を図っていくべく努力をいたしているところでございます。

○田中(慶)委員 今回もそれだけの引き上げをされているわけですが、就労のために売店その他の問題等々を含めてという話でもありますが、例えれば母子家庭になられたときに、政策上は一つには住宅問題も大変大きな問題であります。ところが現在県営住宅や市営住宅等々を含めて、母子

家庭だからと優遇措置はあるにしても、限られた中で、それは優先的に入居できるものではない、あるいはまた保育所の問題等々についてだつて、これらの問題を考えても優先的にというわけにはなかなかいかないのが現実です。そういう点では、やはりこういう問題を含めて、不慮の事故なりあるいはそういう形で母子家庭になられたときについては、それぞれの制度があることはよく存じ上げております。しかし、制度があつても、現実にはその制度が一〇〇%生かされなければどうすることもできないわけですから、やはり扶養手当とかこういうものだけですべて解決するわけではないと思つております。ですから、こういう一連の問題の中で、今申し上げた制度が一つあつても、その制度が一〇〇%生かされなければ、母子家庭の家庭環境というものが改善されるものではないからう、こんなふうに私は思つておりますので、まずその辺についてどのような見解をお持ちになつておられるのかお伺いしたいと思つております。

○坂本政府委員 確かに御指摘のとおり、制度をつくつてあるだけでは必ずしも有効に作用しないわけでございます。母子家庭対策につきましては、私どもが中心になつて考えておるほか、労働省あるいは建設省、さらに税制問題で大蔵省、政府の関係各省がそれぞれ所管の制度についていろいろと検討し制度をつくつておるわけでございます。私どもとしても、そういったことにもかんがみまして、関係各省とも十分協議をしながら、それぞれの制度が有効に生きるように、そういう努力を今までもしてまいりましたし、今後とも各制度が十分その機能、効果を発揮できるように努力をいたしてまいりたいと思つておる次第でございます。

○田中(慶)委員 それぞれの立場で、これらの問題についてはより横の連携をとりながら、この制度が十二分に生かされるように御配慮をぜひお願いしたいと思つております。

そこで、労働省にお伺いしたいわけですが、

も、今お話をさせていただき、あるいはまた御答弁もありました。急に父親を亡くされたような場合においては母子家庭の母親が、例えば就労を希望してもなかなかその就労というのが難しい状態でありまして。例えば子供が小さい環境の中に置かれていて問題でもあり、こういう点での就労というのには非常に難しいのじゃないかと思つて。現在、この母子家庭の就労対策は、労働省としてどのようにされているのか伺いたいと思つて。す。

○佐藤(七)政府委員 お答え申し上げます。

母子家庭の母親のうち約八四%の者が就労いたしております。先生御指摘のとおり、そうした方々の就職は大変難しい面がございます。子弟の保育の問題でありますとか、職業経験がないあるいは大変乏しいがために職業上の技能を十分持っていないこと、そういう事情もございまして、よい労働条件の職場を得ることが大変難しいというのが実情であらうかと思つて。す。

このため、公共職業安定所にはそうした母子家庭の母等に専門的に対応する職業相談員を配置いたしております。家庭環境等も考慮しつつ、きめの細かい職業指導、職業紹介に努めております。またそうした母子家庭の母等を雇入れた事業主に対しては、六十二年度について一年間助成するという助成制度も持っておりますし、またそうした方が手に職をつけたということで訓練を受ける場合には、訓練手当を支給するなどいたしまして、その就職の促進を図っているところでございます。

○田中(慶)委員 確かに制度上はそうなっていると思うのですけれども、ここにそれぞれの議員さんともいろいろいいますけれども、私も日常的の中でこのような相談は非常に多いわけです。ですから、現実問題として、例えば今まで御主人さんが比較的高い賃金をちょうだいしていた管理職の人たちが急にそういうふうになつてくると、あしたからの生活が大きく変わるわけです。そういう

点では、例えば中小企業で雇ひになった場合において三分の二の賃金保障をされるなり、あるいは訓練所でそれぞれの補助をいたしまして、政策をしていくということでありまして、現実問題として、この職場あるいはまたこの環境に置かれていて人たちは大変な悩みを持つていて、す。ですから、もともとこの制度上の問題や、あるいはまたそういうことを含めてPRも必要でしょうし、また制度の充実も必要だろうと思つて。す。

確かに、それだけでなく現実には、例えば高齢者の人たちが、健康者の人たちがまだ職を得られなくて困つていて、さらにまた最近の状態では非常に企業倒産が多くて、こういう形で就労の道という雇用道が少なくなつてきていて、そういう状況から、しわ寄せはこういふところに必ず行くわけです。ですから、こういう問題に対する厚生省及び労働省の取り組みは、もつと連携を密にしてやる必要があるだろう。先ほどお答えをいただきましたけれども、現在の縦割り行政の中でそれぞれの問題点が今私が申し上げたような形の中で出てくることは現実です。

そういうことを含めて、これからの制度がやはり有効に生かされるために、それぞれの立場で横の連携を密にして、これらの問題についても徹底的に図りたいと思つて、いかがでしよう。

○坂本政府委員 母子家庭の母親の就労問題につきましましては、私も従来から意を十分に用いるように努めておりまして、特に労働問題主管省である労働省の対策について、私も関心を持ってそれに対応して、各地の母子福祉行政の担当者が動けるように種々連絡等も行ってあります。私どもとしては、従来母子家庭の就業対策につきましましては、労働省における対策について、こちらから各県あるいは指定都市の母子福祉主管課長あてに通知を出してございまして、中央のみならず各地方においても相互連携によって十分な対策が進め

られるように努力をいたしておりますが、今後ともなお両省の連絡を緊密にし、また全国的にその施策が十分浸透するように努めてまいりたいと思つて。す。

○田中(慶)委員 これからも厚生省、労働省を初めより連携を密にしてぜひやっていただきたい。いづれにしても、だんだん雇用の道あるいは就労の道は非常に狭くなつてきているのが現状でありますから、そういうことを含めてぜひ前向きにこういう問題を徹底していただきたいということをお願いしております。

そこで、厚生省にお伺いしたいわけでありまして、今もお話に出ましたように、各都道府県の母子相談員が相談援助事業を行っている、こういうことでありますが、その相談はどういう中身あるいはまたどういふ問題が多いか、そういう問題について現在手持ちであれば説明をいただきたいと思つて。す。

○坂本政府委員 全国の母子相談員に相談があつた事項の内容を大きく分けまして、まず生活の援助に関するもの、これが六二%になつております。その次に生活一般に関する相談が二五%、それから児童の教育等に関する相談が九・一%というふうな内容でございます。さらに生活援助の相談の中で一番多いものが児童扶養手当関係のものと母子、寡婦福祉資金の貸し付け、これが相当数を占めておるわけでございます。また生活一般に関しましては、就職問題、医療の問題、住宅の問題、これが多いわけでございます。また児童の教育につきましましては、養育の問題、教育の問題というものが多数を占めております。そのほかに、母子世帯向けの公営住宅の問題あるいは母子寮の問題、こういう内容がございまして。す。

につきましても、年々改善を図つておるわけでございまして。そのほかに自立促進のための各種の技能講習の問題でありますとか母子寮への入所、さらに病気の母子家庭への介護人の派遣、こういったところからできるだけ施策を重点的に行つて、母子家庭の要望にこたえていくべく努力をいたしておるわけでございまして。す。

○田中(慶)委員 今それぞれ母子相談員に対する現在行われている諸問題について述べられておりますけれども、例えばそこにおける自立の貸し付けの問題等々を含めて、いまだ制度といふか、手続の簡略化が必要だと思つて。す。それから、手続の簡略化があつても、現実にお困りの人たちが、余り時間や難しい手続といふことで、時々いまだ少い手続が簡単であればなあと云われる、こういう問題があるわけですから、す。ですから、こういう問題についても、やはりもつと簡素であるべきであらう、こんなふうに思つて。す。

あるいはまた、特に在宅といふ場合は、自宅の中でそれぞれ就労ができる、最近ではコンピュータソフトの問題やいろいろなことを含めて検討したときに、そういう点での訓練等も現実には自分の選択ではできませんけれども、そういうことも含めて、こういう家庭に合った環境での仕事のあつせんや職業訓練、また本人の特性もあると思つて、す。ですから、そういう点のきめ細かさが必要であらうと思つて。す。

私が今申し上げたのは、その立場に立つたきめの細かい指導や手続が必要であらう、こういう面で申し上げているので、これらについてももう少し簡素化が必要じゃないか、こんなことを思つて。す。

○坂本政府委員 母子福祉資金の貸し付けにつきましましては、やはり国と都道府県が負担をしております公的資金でございますから、その貸付業務の適正化という見地からいろいろ制約がございまして、私どももこれまでにできるだけ身近なところでその貸し付けが受けられるように考慮してまいりましたし、また今後、そういう制約の範

圈内でできるだけ簡略化あるいはそれを借りようとする人の利便になるような方法、こういったものを研究してまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、今回もそういう面では、児童扶養手当というものは、それぞれの家庭の人たちが健全なといいますか安心して暮らせる立場で行っているわけですから、より充実をさせていただきたいということを重ねて要請しておきたいと思ひますし、今申し上げた母子家庭全般について大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 母子家庭に対する対策につきましては、死別とかまた離婚によりまして受けられなかった精神的または経済的なショックをいかに緩和しつつ自立していただくか、また扶養する児童等の健全な育成をどういうふうにしていくかというふうな観点から大変重要な問題であるというふうに考えております。

先ほど来御指摘がございましたように、これまでも所得保障の充実、また自立へ向けての諸政策の拡充、また税制面での配慮というふうな観点からこの政策を進めてまいっておるわけでございますが、御指摘のように、関係の労働省とか建設省とか、そういった関係省庁とも常に緊密に連携をとり合い、またきめ細かな政策で制度や仕組みというものを実際に使っていただく、そういうことが必要でありますので、母子相談員等の派遣などを一層活発にいたしまして、きめ細かな政策が推進できるよう一層努力をいたしたいと考えておるところでございます。

○田中(慶)委員 それでは次に、戦傷病者並びに戦没者の問題について若干質問させていただきます。

今回の年金額の改定がそれぞれ〇・六%の年金改定であるわけですが、全般的に戦傷病者等の問題についてはスライド率が二%ということが高いわけですが、これはやはり国家補償という精神に基づいてこのような額の決定であるというふうに理解していいのかどうかお伺いしたい

と思ひます。

○木戸政府委員 お答えを申し上げます。援護年金の額の改定に当たっては、援護法の目的でございます国家補償の精神というのを踏まえて行っているわけでございます。具体的にはほぼ同じような性格の恩給法に基づく恩給の額の改定に準じて行っているわけでございます。

○田中(慶)委員 だんだん高齢者になってまいろうと思ひますので、この辺についても生活不安のないように、今後ともきめの細かい形で行っていただきたいと思ひます。

特に、戦没者の遺族といひますか、その人たちは、やはり何といつても戦争というものの犠牲という形になっておると思ひますし、そういう点では、特にまだ遺骨が収集されていないところについては一日も早く収集していただきたいという願望や、あるいはまた遺骨収集について国も一生懸命やっていると申すと思ひますけれども、これからどのような形で、過去にどのくらい行い、今後どういう計画なのか、この辺についても、年金だけの問題ではなくして、心の痛みというもののについても解決をしてやる必要があるのではないかと。そんなことを考えたときに、これらに対してどのようにお考えになっておるかお伺いしたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 政府におきまして戦没者の遺骨収集は、昭和二十七年の講和条約発効後直ちに開始をいたしまして、フィリピン、マリアナ諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニア等の旧戦域において、これまで延べ百七十七回にのぼる収集が行われてまいったところでございます。その結果、約百二十一万柱の御遺骨が日本に送還されたところでございます。

遺骨収集の実施には相手国の了解が必要でありまして、また逐年危険な作業や難しい作業に伴うケースが多くなつてきておるところでございますが、御遺族の御心情を考えますと、最後の一柱までも遺骨を収集するんだという気持ちで遺骨収集事業を継続いたしてまいりたいと考えております。

本年度も昭和六十一年度同様、五地区、すなわちフィリピン、ソロモン諸島、マリアナ、パラオ諸島、沖縄、硫黄島において遺骨収集を実施する予定といたしております。

○田中(慶)委員 ぜひ遺族の立場に立つて、これからのこれらについて行ってやっていただきたいと思ひます。

そこで、やはり戦争の被害者といひますか、先般大臣が二十九日から五月四日まで中国を訪問されて、中国残留孤児の問題について、今日までの経過あるいはまたお礼や、中国側とそれなりの話をされてきたと思ひますけれども、この辺について、帰朝報告じやありませんけれども、大臣としての考え方を伺いたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 お話しいただきましたように、国会のお許しをいただきまして、四月二十九日から五月四日まで訪中をいたしました。これは中国残留日本人孤児の問題、なかなか昭和五十六年から行ってまいりました訪日肉親捜しの問題が本年の三月をもちまして一応一回りいたし、一区切りをいたしましたわけでございまして、これまでもおきます中国政府の格別の御配慮、また慈愛をもつて養育していただきました養父母の皆様方を初めとする中国国民の皆様方に、日本国を代表してお礼を申し上げに訪中をいたしましたところでございます。

特に孤児問題の担当であります異学謙外交部長、また王芳公安部長等にお目にかかりまして、今申し上げましたような感謝の気持ちを申し上げますとともに、なお肉親捜しをいたしました肉親が判明しない方々については、引き続き肉親捜しを継続したい、最後の一人まで調査をしたい、また新たに孤児と判明をされた方々についてもその調査をしたい、そういう場合においてもなお引き続きの御協力をいただきたいということをお願いいたします、また肉親が判明しない方々も含めて、御本人の希望によって帰国をされる場合には、早急にその受け入れを行つてまいりますので、そういう点についても中国政府の一層

の御協力をいただきたい、こういうようなことを申したわけでございます。中国政府、今申し上げました両部長も快くこれまでどおりの協力をして、最後までのこの問題解決に当たりたいということをおっしゃつていただきました。大変ありがたい気持ちを持って帰つてまいったところでござい

ます。そういうことでありますので、これから帰国されます孤児の方々を一日も早く定着、自立していただけるための方策に今後全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その際に、向こうの厚生大臣に該当いたします民政部長、衛生部長ともお会いをいたしまして、両国間の福祉、医療保険、保健医療という面における友好親善協力といった問題についても非常に実りのある話し合いをいたしてまいることができました。

○田中(慶)委員 まだ通告をしておきましたけれども、時間が参りましたので、これで質問をやめますが、例えば障害者の雇用とか、あるいはまた特に今回精神障害者の雇用問題で労働省の方としての法改正がきょう国会でも審議をされ追加をされたわけであります。しかし、こういうものと、例えば福祉年金や生活保護、そしてこういう人たちが現実には就労といひますか、わずかなお金を稼いでいても、現実には年金額がそのことによって減らされてみたり、あるいは生活保護が減額をされてみたり、あるいは福祉施設の入所されているところで、今まで無料だったものがそのことで有料になる。せっかく社会参加をする意欲やそういうことが、現実問題として、片方においては立法化し何とかしようとする、片方においてはそういう非常な法的な解釈論の矛盾があつて逆にそれを救済できない。こういうことであつてはいけません。思いますので、これはまたの機会にもさしていただきたいと思ひますけれども、やはりそういう点での福祉というものがもっとと連携を各所におたつて各般にわたつてする必要があるだろう、こんなふうなことを考えておりますので、その辺を含めて

私の考え方を申し上げて、次の機会にまた質問をさせていただきます。以上で終わります。

○堀内委員長 田中美智子君。

○田中(美)委員 まず、質問に入ります前に一言言わせていただきたいと思います。

きょうは原爆特別措置法と児童扶養手当法、戦傷病者援護法、臨床工学技士法、義肢装具士法、この五つの法案をわずから三時間で質疑をするということになりました。従来ですと、対決法案は別といたしまして、全会、皆さんが賛成する法案などでは、一法案、どんなに少なくても三時間または六時間というのが普通だったわけですが、ところがきょうは五つの法案を一遍に一括してやるということ。そのためにきょうの私の質問時間は、五本の法案を一括で二十五分間で質疑応答するということです。これはほとんどないことだというふうに思います。例えば賛成起立するような法律であっても、それは問題点や疑問点がたくさんあるわけですから、改善すべきことがたくさんあるわけですから、どんなに賛成法案であつても、それはやはり国会で討議しきつと検討していくべきだというふうに思います。ですから、多くの討議をし、民主的に審議を深めるといことが国会議員またこの委員会の責務であるというふうに私は思っています。ところが、今度のように、法案の成立を一瀉千里でやるという理由として、それは売上税の問題で審議がおくれたので、審議する時間がないからやむを得ないのだという意見がありますけれども、売上税が廃案になるからといって、他の法案をおろそかにするということがはならないと私は思うのです。このようになことが二度と行われぬように委員長に強く要求いたします。質問に入りたいというふうに思います。

○仲村政府委員 原爆症調査研究委託費の中で、原爆障害に関する調査研究班という研究班に、昭和六十年より健康管理手当対象疾患の整理検討を国際疾病分類、ICDというところでございまして、それによって整理検討を行うということでございまして、障害別による診断書の書式の改定案を検討する等の御検討をいただいております。○田中(美)委員 今健康管理手当が支給されているわけですが、大体三年に一遍認定を更新していかうというところで、対象者の被爆者は非常に高齢化しているわけですね。こういう中で三年に一遍ずつ認定を更新するといいますが、本当に目も十分に見えなくなったような方たちがいる。いろいろな書類を書かせるということでも非常に面倒だ。三年で簡単に治るという病気——これは別に特にひどい病気ではなくても、例えば腎臓が悪いというものであつて、その病気が臨床的に治つてきているというふうなことがありまして、体が全体に弱つてくるわけですから、これと関連したところも弱つてくるわけですね。そういうことを考えれば、三年というのではなくて、これからは一度認定した場合に、特殊な事例は別として、これはもう半永久的に認定していくというふうにするべきではないかと思うのですけれども、その点ではどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○仲村政府委員 健康管理手当と申しますのは、被爆者の方々が一定の疾病にかかっているかどうかというところに着目して支給をしておるわけでございます。その病気がかかっておるかどうかを定期的に確認することはぜひ必要なことだと考えております。したがって、仕組みとしては、そのような仕組みをとるのがこの手当の性質上、建前としてあるわけでございます。さつき申し上げたような観点から見直しをしているというものが現状でございます。

○田中(美)委員 今被爆者は切り捨てられるのではないかと非常に不安を持っているわけですが、ね。——大臣、よく聞いてください。(斎藤国務大臣「聞いています」と呼ぶ)被爆者はふえていないのです。どんどん減つていっているんですよ。それを切り捨てしまふのではないかと不安を与えている。これは結果は出てみたらそうではないかともわかりません。しかし、不安を今与えているということは、今のような答弁を見ますと、病気が病気を認定するのが必要なんだ、三年に一遍ずつやるのは必要なんだ、こういうふうな言い方をしますと、被爆者はこれはますます悪い方向に行くのではないかと心配していただけるわけですね。

ですから、決して悪い方向に持っていくというところではなくて、高齢化した被爆者に対して、さらにいい方向に検討しているんだ、だからもうちょっと待つてくれというならわかるわけですが、三年に一遍と言つたって、もうお年寄りには完全に治るというところは——それは医者に任せなければ、臨床的には医者が決めることではあります。しかし、こゝまで高齢化した場合には、実際にはもう手続が面倒なものですから、みずから放棄している人はいっぱいあるんですね。それをいいことにしてはつたらかすということ、私はいいけないと思うのです。そういう意味で、決して悪い方向ではないんだという安心感を与えるような検討であるということであるかどうかというのを大臣にお聞きしたいと思います。

○斎藤国務大臣 ただいま保健医療局長からも御答弁申し上げましたように、健康管理手当は、被爆によりまして一定の疾病を受けたというところに着目をして、この手当を支給をいたしておるわけでございます。その疾病がどのような状況になっているかというところは、定期的に調べていくということがこの手当の趣旨からして必要なことであると考えております。

これが基本でございますけれども、多くの皆様方から実態に合ったいろいろな御要望もございまして、この研究会を設置をいたしましたので、この問題も、また他のものもろの問題も含めて健康管理手当のあり方について今検討をさせていただいておる。この検討結果が出ましたら、これを受けて私どもは改善すべきことは改善をいたしたいと考えておりますが、おおよそそういう問題についての研究をして取り組むということは、その制度を適正に、また効率的に、よりよく運用するためにはどうしたらいいかということの研究をいたしたく、検討に入る、こういうことでございまして、当初から悪くするために検討するというような姿勢ではございません。

○田中(美)委員 それでは絶対に悪くならないように。今生存していらつしやる被爆者というのは貴重な存在だというふうに私は思います。二度とこういう方たちが出ないようという意識で、今生存しておられる被爆者というものを対して、貴重な存在であるのだということを認識の上で、決して悪くするのではなく、教条的にただ考えるのではなく、今大臣のお言葉の中にありまして、いかに、実態に即して彼らを本当に困が大切にしたいのだという、世界的に見ても大切な人たちなんだという立場で今後進めていただきたい、そのようなお答えであつたというふうに理解いたしました。次の質問に移ります。

今、被爆者実態調査をやられているようですが、けれども、原爆死没者の調査、それから生存者の調査、この集計などはいつ出るのでしょうか。

○仲村政府委員 六十年に実施いたしました被爆者実態調査のうち、生存者調査につきましては、現在最終的な取りまとめに入つておるところでございます。今月あるいは来月中旬にも発表いたします。考えております。死没者調査につきましては、広島、長崎の既存の資料との照合という作業がございまして、これがなかなか難しい作業のようでございまして、なお日時を要する見込みで、六十三年度中を目標に取りまとめたいと考えております。

○田中(美)委員 よく聞かえなかったのですが、もうちょっと顔を上げてちゃんと聞かえよう

に。今月中か来月中と言われたのですか。生存者調査、今月中と言われたのですか。

○仲村政府委員 今月中あるいは来月中というところで作業の取りまとめを急いでいるところがございます。

○田中(美)委員 ということは、そのころに発表されるということですね。

○仲村政府委員 そのとおりでございます。

○田中(美)委員 わかりました。そうしましたら、その生存者の調査というものができたかどうか、その使用に使用できるかどうか、数人が、何人いたというところがわかっただけでは困るわけですね。どのようにその調査をお使いになるつもりですか。

○仲村政府委員 生存者調査につきましては、被爆者の生活、健康等の実態を総合的に把握するために実施したわけでございまして、今後の被爆者対策の基礎資料を得たいということで考えております。

○田中(美)委員 ぜひこれは、ただ調査して何人いるということだけじゃなくて、調査は何のためにするのかということですから、やはり先ほど申しましたように、その被爆者をどういうふうにより厚く遇するかということにこの調査を生かしていただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

それから、その問題に生かしていただきたいということを大臣にお答えいただきたいのですが、もう一つあわせて、死没者の調査ですけれども、私は早いということは悪いことではないと思っております。できるだけ実態を明らかにして生々しく――本当は私などはあつた記事を読みますと、本当に胸が痛くて読みたいというふうな気持ちになりますけれども、これはきちっと残しておくというところが大事なことですね。どのような状態の中でどのような生活の中、その後生存しておられ、どのような生活の中で、どのように苦しい中で、どのような状態で、病状だけじゃなくて、生活実態までも、どのようにして亡くなられた

たか、一人の生活史のようなものもきちっと書かれるような調査結果をつくっていただきたい。先ほどどなたかが質問になったのでは、これがもう最後の調査になるかもしれないというふうなことも言っておられましたので、なかなか簡単にできるものではないけれども、これは私たちの子孫に残して、かつてこういうことがあったんだというのを、ただ数としてこれだけ人が死んだんだということではなくて、きちっとしたものを残していただきたいと思っております。

○斎藤国務大臣 生存者調査の結果が出ましたならば、それを子細に分析をし、今後の原爆被爆者対策に資してまいりたいというふうに考えます。

また、死没者調査につきましては、もう少しその結果が出るのに時間がかかるようございませうけれども、これまでの原爆被爆に関する実態の記録として、これを集大成することが原爆被爆に遭われた皆様に対する慰霊の気持ちのあらわれでもあるし、またそうすることによって、悲惨なこのようないくことが二度と再び起きないために我々が心していくというよりどころにもなっているもの

だ、このように考えておるところでございます。

○田中(美)委員 では次に、臨床工学士法と義肢装具士法について伺います。

資格を持った人が安心して働けるように、義肢装具士の場合、いろいろ採型とか適合とかやりまされ、こういうものが診療報酬で点数化できないかというように私は思うのです。どういう仕事であるかというのには細かく私わかりませんけれども、こういうことをしたら診療報酬が幾ら出る、こういうことをしたら出るというふうなことになるのかと思うのですけれども、すぐというふうにはいかないかもしれないけれども、点数化というのをちょっと検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 お尋ねの義肢装具でございますが、治療上必要なものにつきましては、既に実

点数化をいたしておるわけでございます。中身といたしまして、現在医療機関で行われます採型、装着等につきましては、診療報酬点数といたしまして、これは採型ギプス料ということで千点でございます。また製作につきましては、療養費としてそれぞれ支給をいたしておるところでございます。

○田中(美)委員 私が今言いましたのは、例えばということであって、何と何が点数化されているかということじゃないのです。これはほとんど幅が広がっていくわけですから、それをずっと点数化していくという方向で考えていただきたいというふうに申し上げたわけですね。その方向で行かれますか。

○竹中政府委員 義肢装具につきましては、今申し上げましたように、既に点数化をいたしておるわけでございます。今後、この義肢装具士法ができました場合に、その後の保険診療上の取り扱いにつきましては、その実態を十分見極めた上で必要に応じて判断をしていきたいと考えております。

○田中(美)委員 そういう点でできるだけ点数化を上げていただきたいと思っております。

それから、今度は臨床工学士の場合ですけれども、これはまた装具士よりももっと幅が広がって何とできるということですから、どこでも使えるということですね。そういう意味では便利ということはあるかもしれないけれども、例えば人工透析とか人工心臓とかということになりますと、透析なども今非常に多くなっています。すると、現実にはそこだけというふうになっている人があるわけですね。これは将来そういうふうになる、ほかのことをしてはいけなと言いませんけれども、やはり人工透析の専門領域で、お医者さんで言うならば、何でもできるけれども、小児科が専門だとか、産婦人科が専門だとかいうように、こういう専門領域の認定制を導入できないものだろうか。そういうことが工学士の方も非常に誇りを持って、自分はベテランなんだという

うにもなれますし、また受ける方の患者も非常に安心感があるのではないかと思いますけれども、これも検討していただきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○竹中政府委員 今お話がございましたように、特に大きな医療機関におきましては、こういった関係の方々もたくさんおられます。人工透析だけを専門におやりになるとか、あるいはICUならICUだけを専門に見られるという方もあるわけでございます。そういう意味合いで、各専門学会におきまして、今お話がございましたような専門分化ということで、それぞれの領域別に技術の認定制度をつくって、資質の向上を図ろうということ、いろいろ関係学会で御検討をいただいております。聞いておるわけでございます。厚生省といたしましては、資質の確保、向上という観点から、このような考え方は望ましいものだと考えております。

○田中(美)委員 ぜひその点でよろしくお願いしたいと思っております。

それから、養成機関の問題ですけれども、やはりこの二つとも、この二つの士法案ですけれども、ますます需要というものはこれから多くなると思っております。私たち、私自身もこういう方たちのお世話をこれから受けるということもあるわけですね。そういう意味で、高い資質がますます求められてきているというふうな思いをします。将来四年制の、大学四年制ということに原則にするように養成の方をもっていくべきではないかと思っております。その点はいかがでございますか。

○竹中政府委員 臨床工学士、義肢装具士はともに医師の指示のもとに診療の補助業務を行うという業務でございます。現在のところ、診療の補助業務に従事する他の職種と同様に、高卒後厚生大臣が指定した養成校におきまして、三年間の養成というものを原則といたしまして対応することが可能だと考えておるわけでございます。また現時点で必要なすべての人材を大学の方に求めるということになりま

なかなか難しいわけでございます。しかし、この二つのうち臨床工学技士につきましては、その職務の内容からいたしまして、大学において臨床工学の教育を行うという動きが現にございます。そういう点から、今回新たに大学におきまして、厚生大臣の指定する科目を修めた者についても受験資格を与えるということで、広く人材を求めることといたしておるわけでございます。

○田中(美)委員 質問を終わります。

○堀内委員長 この際、お諮りいたします。ただいま審査中の原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

修正の要旨は、各法律案において「昭和六十二年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、昭和六十二年四月一日から適用することとあります。

○堀内委員長 田中美智子君。第三に、全被爆者に被爆者年金を支給することとしております。その額は障害の程度に応じて定めることとし、賃金スライド制をとることとしております。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対して、丹羽雄哉君、田中美智子君及び野間友一君から、それぞれ修正案が提出されております。

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

この他、被爆二世、三世に対する措置、被爆者の援護施設、被爆者の代表を加える被爆者等援護審議会設置、日本に在留する外国人被爆者への本法の適用など、被爆者援護に必要な措置を定めております。

最後にになりましたけれども、試験を民間に委託しているということで、現場の方たちは、やはり国がやっつけたいという希望が非常に高いわけですから、行革だから新たに国がやるということとはできないという中で、中には嫌みを言う人もありまして、天下り先をつくるためじやないかなどというようなことも言いますけれども、これは私が言っているわけじやありません。そんなふうな声も聞きましたけれども、できれば国がやっつけたいと思うのですが、たとえ民間に委託いたしましたとしても、極力公平性が期せられるようにきちっとやっつけたいというふうに思っています。社会から少しでも疑いを持たれるような試験をしないように、そういう点では厚生大臣が責任を持っていただきたいので、大臣からのお答えをいただきたいと思っております。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

以上が修正案提案の理由及び内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○堀内委員長 野間友一君。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○堀内委員長 野間友一君。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○堀内委員長 野間友一君。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、以上で各案に対する質疑は結局いたしました。

○堀内委員長 この際、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○田中美委員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○堀内委員長 野間友一君。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

ているのであります。

本法は、戦争犠牲者に対する国家補償の精神に基づいた年金給付であり、当然前年の国家公務員の給与の引き上げ率を基礎に給付改善を行うべきであります。

次に、修正案の概要を説明申し上げます。

その内容は、障害年金及び遺族年金等の額を前年の国家公務員の給与の改善率を基礎として二・四％引き上げることとあります。

以上が本修正案を提出する理由と修正案の内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をいただくようお願いいたします。終わります。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、日本共産党・革新共同の田中美智子君、野間友一君提出の両修正案について、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○斎藤厚生大臣 ただいまの両修正案については、政府としては、いずれも反対でございます。

○堀内委員長 これより各案及びたていま提出されました各修正案を一括して討論に付するのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決をいたします。まず、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、丹羽雄哉君提出の修正案は可決いたしました。

次に、たていま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、田中美智子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立少数。よって、田中美智子君提出の修正案は否決いたしました。

次に、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、丹羽雄哉君提出の修正案は可決いたしました。

次に、たていま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君、外四名から、自由民主党、日本社会党・護国共、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。田中慶秋君。

○田中慶秋君 私は、自由民主党、日本社会党・護国共、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたします。本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する

〔附帯決議案〕

国家補償の精神に基づく原子爆弾被害者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被害者対策基本問題懇談会の意見書も、被害者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 死没者を含む実態調査が行われたが、速やかに解析を行いその集大成を図るとともに、被害者対策の充実を図ること。

二 被害者の障害の実態を踏まえ、所得制限のあり方を見直すこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被害者対策に活用するよう、遺憾なきを期すること。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被害者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被害者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被害者に対する諸給付について、他制度との関連も検討し、生活保護の収入認定のあり方を見直すこと。

七 原爆症の認定については、被害者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

八 被害者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

九 被害者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堀内委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、野間友一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立少数。よって、野間友一君提出の修正案は否決いたしました。

次に、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、丹羽雄哉君提出の修正案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨の説明を求めます。田中慶秋君。

○田中慶秋委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦闘隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満州開拓青年義勇隊開拓団については、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝

等については、更に積極的に推進すること。
五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 訪日調査により肉親が判明しなかった中国残留日本人孤児については、引き続き肉親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とする。

多くの中国残留日本人孤児が帰国を希望している現状にかんがみ、これらの日本人孤児が一日も早く日本に帰国できるよう、受入体制の整備を図るとともに、定着先における自立促進を図るため、関係省庁及び地方自治体が一体となって、広く国民の協力を得ながら、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。
本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堀内委員長 次に、臨床工学技士法案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

二 医療現場においてチーム医療が適正に行われるよう、臨床工学技士その他の医療関係者の十分な連携の確保につき、関係者に対しその周知徹底を図ること。
以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。
本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堀内委員長 次に、義肢装具士法案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨の説明を求めます。長野祐也君。

○長野祐也委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

義肢装具士法案に対する附帯決議(案)
政府は、義肢装具士制度の円滑な運用のため、次の事項について十分配慮すべきである。

一 現に病院等において、医師の指示の下に、義肢装具を製作し、身体に適合させる等の業務に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。

二 医療現場においてチーム医療が適正に行われるよう、義肢装具士その他の医療関係者の十分な連携の確保につき、関係者に対しその周知徹底を図ること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤厚生大臣。

○斎藤國務大臣 ただいま御決議になりました各法案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○堀内委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀内委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「出資する事業主」の下に「又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。第三号において同じ。）」を加え、同項第三号中「三年」を「二年」に改め、「出資する事業主」の下に「又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主」を加え、「額の五倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額）」を「額が属する政令で定める額の区分に応じ当該労働者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額の範囲内で政令で定める額」に改め、同条第三項中「事業主が専ら」を「事業主又は事業主団体が、専ら」に改め、「労働者」の下に「又はその構成員である事業主の雇用する労働者」を加える。

第十二条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、金融機関及び第六条第一項第二号の政令で定める生命共済の事業を行う者で、政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の資金の調達に係る資金の貸付けの業務を行うことができる。

3 事業主又は住宅金融公庫は、雇用促進事業団法又は住宅金融公庫法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等若しくは生命保険会社等又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができ、

附則第二項中「共済組合等」を「沖繩振興

興開発金融公庫又は共済組合等」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「対し、」の下に「第十二条第一項本文の貸付け又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における事業団の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一條中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二項第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（労働者財産形成持家融資に係る経過措置）

第二条 雇用促進事業団が行う改正後の労働者財産形成促進法（以下「新法」という。）第九條第一項第一号及び第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫が行う新法第十條第一項本文の貸付け並びに新法第十五條第二項に規定する共済組合等が行う同項の住宅資金の貸付けに係る貸付要件及び貸付金額の限度に關しては、新法の規定は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫又は同項に規定する共済組合等（以下「事業団等」という。）がこの法律の施行の日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、事業団等が同日前に受理した貸付けの申込みについては、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第三条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第四項中「公庫は、」の下に「前項の規定により長期借入金を受け、又はを加え、」の發行」を「その借入れ又は發行」に改め、必要があるときは、」の下に「長期借入金の借入れによる資金の調達にあつては借り入れようとする当該長期借入金金額の限度内において、財形住宅債券の發行による資金の調達にあつては、」を加え、「当該財形住宅債券の發行」を「当該長期借入金金の借入れ又は財形住宅債券の發行」に改め、同条第五項中「当該短期借入金に

發行」に改め、同条第五項中「当該短期借入金に關する」の下に「長期借入金金の借入れ又は」を加え、「その發行」を「その借入れ又は發行」に改め、同条に次の一項を加える。

6 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第三項の規定による長期借入金金の借入れに關する事務の全部又は一部を金融機関その他民間の団体に委託することができる。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第四条 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第一百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第六項中「受けて」の下に「長期借入金金の借入れに關する事務の全部又は一部を金融機関その他民間の団体に」を加え、同条第七項中「前項の規定により」の下に「債券の發行に關する事務について」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の持家の取得の一層の促進等を図るため、労働者財産形成持家融資制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ。）に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 原子爆弾被爆者保護施設への収容等

十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社（以下「旅客会社」という。）の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に關する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(健康診断に關する記録)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに手術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

(認定)

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に關する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払ったときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用するものに対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先

天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)その他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九十号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は第三項の規定による支払について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき、第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十條 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十二萬八千八百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十二万八千八百円を超え、六百八十一万八千八百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十二條 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第二十三條 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和六十二年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた

場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第二十四條 被爆者年金の支給は、昭和六十三年一月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 第二十二條第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十六條 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十七條 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定によ

り、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六條に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十八條 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を請求することができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十九條 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させるこ

とができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第三十條 死亡した第二條各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十一條 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十三年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十二條 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和六十三一年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和六十三一年一月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母
四 孫（昭和六十三一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母
六 兄弟姉妹（昭和六十三一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族
（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十三条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
（特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整）

第三十四条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により、恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十三條に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相當する給付を受けることができる者があつた場合には、支給しない。
（準用規定）

第三十五条 第二十八條第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給に關して、同順位の相続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給に關して、國債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

第三十六条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。
（葬祭料の支給）

第三十七条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料（以下「被爆者年金等」と総称する。）の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、

当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくして療養に關する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないこととができる。

（原子爆弾被爆者保護施設への収容等）
第三十八條 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に収容及び保護（治療を含む。以下同じ。）を必要とするとき、は、原子爆弾被爆者保護施設に収容し、その保護を行うものとする。
（旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い）

第三十九條 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乘車又は乗船することができ、

2 前項の規定により乗車又は乗船することができ、回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。
（子又は孫に対する適用等）

第四十條 都道府県知事は、第二條各号に掲げる

者の子（同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。）又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五條から第七條までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二條各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつてゐる旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。
第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所
（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十一條 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、第三十八條の規定による収容及び保護を行う施設とする。
（原子爆弾被爆者相談所）

第四十二條 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会
（設置及び権限）

第四十三條 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。
（委員）

第四十四條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)
第四十五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十七条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(審議会の意見の聴取)

第四十八条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十九条 第四十七条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十条 第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十一条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者

援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるとする。

第六章 雑則

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年间行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利等の保護)

第五十三条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

2 この法律に基づく援護を受ける権利及び第三十三条に規定する国債は、差し押えることができない。

(公課の禁止)

第五十四条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十三条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができ

る。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十七条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及びほす影響及びこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十九条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第六十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十一条 この法律による健康診断及び指導の

実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)
(経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第五條 旧被爆者医療法第四條の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八條 この法律の施行前に行われた医療に関する旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行前に附則第二條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に關しては、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十三條 原子爆弾が投下された際第二條第一号(健康診断の特例)

第十四條 厚生大臣は、速やかに、第二條各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

第十五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

第十六條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)第十三條第三項(第十六條第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十七條 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七條第一項又は第十四條の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び」を削り、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)」に改める。

第二十條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。
第十五條の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)」を加える。

第二十一條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)」に改める。

第二十二條 老人保健法の一部を次のように改正する。
第五十條の次に次の一条を加える。
(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)
第五十條の二 国は、前二條の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)第十六條第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

理由
原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれ

第一類第七号 社会労働委員会議録第三号 昭和六十二年五月十五日

三九

検査所		検査所	検査所
国立原子爆弾被爆者保護施設		港及び飛行場における検査及び防疫を行うこと。	に改め、同条第七項を同
その他被爆者について、取容及び保護(治療を含む)を行うこと。			

昭和六十二年法律第九号「を加える。
第六條第三号を次のように改める。
三 削除
第六條第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに診療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第二十一條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)」に改める。

第二十二條 老人保健法の一部を次のように改正する。
第五十條の次に次の一条を加える。
(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)
第五十條の二 国は、前二條の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第九号)第十六條第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

理由
原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれ

ている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百三十八億円の見込みである。

臨床工学技士法案

臨床工学技士法

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 免許(第三条、第九条)
- 第三章 試験(第十条、第三十六条)
- 第四章 業務等(第三十七条、第四十二条)
- 第五章 罰則(第四十三条、第四十七条)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業

とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、臨床工学技士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(臨床工学技士名簿)

第六条 厚生省に臨床工学技士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、臨床工学技士名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、臨床工学技士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八条 臨床工学技士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 臨床工学技士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床工学技士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事

情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(省令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、臨床工学技士名簿の登録、訂正及び消除並びに臨床工学技士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十条 試験は、臨床工学技士として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)

第十一条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行ふ。

(臨床工学技士試験委員)

第十二条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に臨床工学技士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにななければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づき大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあっては、五年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づき大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき大学(短期大学を除く)又は旧大学令に基づき大学において厚生大臣が指定する科目を修めて卒業した者

五 外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げると同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

(試験の無効等)

第十五条 厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができるものとする。

(受験手数料)

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。
(指定試験機関の指定)

第十七条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員を選任及び解任)
第十八条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)
第二十条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、

これを變更すべきことを命ずることができる。
(指定試験機関の臨床工学技士試験委員)
第二十一条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を臨床工学技士試験委員(次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二條 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)
第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替へて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)
第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこ

れらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(帳簿の備付け等)

第二十五条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第二十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告)
第二十七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)
第二十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)
第二十九条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十条 厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号（第三号を除く）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十八条第二項（第二十一条第四項において準用する場合を含む）、第二十条第三項又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。

三 第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十一条 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（聴聞）

第三十二条 厚生大臣は、第三十条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作爲について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による審査請求をすることができ、

（厚生大臣による試験事務の実施等）

第三十四条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第三十五条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十九条の規定による許可をしたとき。

三 第三十条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（試験の細目等）

第三十六条 この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は臨床工学技士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

（業務）

第三十七条 臨床工学技士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

（特定行為の制限）

第三十八条 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める生命維持管理装置の操作を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）

第三十九条 臨床工学技士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第四十条 臨床工学技士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。臨床工学技士でなくなつた後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第四十一条 臨床工学技士でない者は、臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

第五章 罰則

第四十三条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第四十条の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床工学技士の名称を使用したもの

二 第三十八条又は第四十一条の規定に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条 臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものであるとき、この法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条 臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものであるとき、この法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条 臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものであるとき、この法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法

律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を業として行つてゐる者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学できる者又は政令で定める者
二 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者
三 病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を五年以上業として行つた者

第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号及び前条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者となす。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（登録免許税法の一部改正）
第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号イ(3)中「視能訓練士」の下に「臨床工学技士」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）
第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十一号の次に次の二号を加える。
三十一の二 臨床工学技士の養成所を指定し、臨床工学技士の試験を行い、並びに臨

床工学技士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十一の三 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第 号）の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

理由
近年医療機器の進歩等により生命維持管理装置の操作及び保守点検に従事する専門技術者の果たす役割が重要になつてきたことにかんがみ、新たに臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義肢装具士法案
義肢装具士法

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条・第九条）
第三章 試験（第十条・第三十六条）
第四章 業務等（第三十七條・第四十二條）
第五章 罰則（第四十三條・第四十七條）
附則
第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

2 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。

3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許
第三条 義肢装具士にならうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）
第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）
第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
三 素行が著しく不良である者
四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

（義肢装具士名簿）
第六条 厚生省に義肢装具士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）
第七条 免許は、義肢装具士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、義肢装具士免許証を交付する。

（免許の取消し等）
第八条 義肢装具士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消

さなければならぬ。

2 義肢装具士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（省令への委任）
第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、義肢装具士名簿の登録、訂正及び消除並びに義肢装具士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験
（試験の目的）
第十条 試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）
第十一条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

（義肢装具士試験委員）
第十二条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に義肢装具士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為の禁止）
第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないよ

うにしなければならぬ。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づき大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十二条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者(厚生省令で定める者に限る。)で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第十五条 厚生大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた

者に対し、期間を定めて試験を受けることができ、きないものとする。ことができる。

(受験手数料)

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十七条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員及び解任)

第十八条 指定試験機関の役員は、この法律は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任を命じることができる。

(事業計画の認可等)

第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第二十条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の義肢装具士試験委員)

第二十一条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を義肢装具士試験委員(次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようしなければならない。

(受験の停止等)

第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第二十五条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告)

第二十七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に對し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十九条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を

受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十条 厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第十七条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十八条第二項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。

三 第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第三十一条 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することが出来る。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(聴聞)

第三十二条 厚生大臣は、第三十条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に對し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第三十四条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第三十五条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十九条の規定による許可をしたとき。

三 第三十条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(試験の細目等)

第三十六条 この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は義肢装具士養成所の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

第三十七条 義肢装具士は、保健婦助産婦看護婦

法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることが出来る。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行つてはならない。

(他の医療関係者との連携)

第三十九条 義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第四十条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十一条 義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十三条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条第二項の規定による試験事

務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第四十條の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴を待って論ずる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第二項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、義肢装具士の名称を使用したもの

二 第三十八條又は第四十一條の規定に違反した者

第四十七條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第二十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 第二十八條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 第二十九條の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣

又は厚生大臣が指定したものであるにおいて、この法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つてゐる者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者

第四条 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四條第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十一條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)(3)中「又は」を、「義肢装具士又は」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三十六號の次に次の二號を加える。

三十六の二 義肢装具士の養成所を指定し、義肢装具士の試験を行い、並びに義肢装具士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十六の三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第 号)の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

理由

近年リハビリテーション医療の分野において義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する専門技術者の果たす役割が重要になつてきたことにかんがみ、新たに義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案に対する修正案

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七條第二項において準用する場合を含む)及び第二十六條の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二條第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(丹羽雄哉君提出)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二條第三項、第三條第三項、第四條の二第三項、第五條第四項及び第五條の二第三項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則に次の一項を加える。

3 この法律の施行前に支給された昭和六十二年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案(丹羽雄哉君提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という)の規定及び第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則第二条中「この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護

法」といふ。〕を「改正後の遺族援護法」に改める。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(田中実智子君提出)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

原子爆弾被爆者等援護法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 援護(第四条—第四十条)

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十一条—第四十二条)

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第四十三条—第四十六条)

第五章 不服申立て(第四十七条—第五十一条)

第六章 雑則(第五十二条—第六十条)

第七章 罰則(第六十一条—第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令

で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給
七 特別給付金の支給
八 葬祭料の支給
九 原子爆弾被爆者保護施設への収容等
十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十二年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社(以下「旅客会社」といふ)の鉄道への乗車等についての無償取扱い
(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。

(認定)

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつて

は、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の

意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者

から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要がある認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病

(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(以下この条において「社会

保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付として行われた実費徴収の額とする)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生

生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は第三項の規定による支払について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることのできる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けてい

るものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないこと)が明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十二萬八千八百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に應じ、三十二萬八千八百円を超え、六百八十一萬千八百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)
第二十二條 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受ける

けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第二十三條 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という)が昭和六十二年(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)
第二十四條 被爆者年金の支給は、昭和六十三年一月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 第二十二條第一項の規定により被爆者年金の

額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十六條 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十七條 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六條に規定する増加恩給その他被爆者年金に相當する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)
第二十八條 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給してないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、

又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十九條 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)
第三十條 死亡した第一号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第三十一條 特別給付金を受けることができる遺

族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十三年一月一日以前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができない遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

（特別給付金を受けることができる遺族の順位）

第三十二条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和六十三年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和六十三年一月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和六十三年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和六十三年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十三条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整）

第三十四条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令の規定により、恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受けることができる者があつた場合には、支給しない。

（準用規定）

第三十五条 第二十八条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相

続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

（葬祭料の支給）

第三十六条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

（被爆者年金等の支給の制限）

第三十七条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料（以下「被爆者年金等」と総称する。）の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないこと（原子爆弾被爆者保護施設への収容等）

第三十八条 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に収容及び保護（治療を含む。以下同じ。）を必要とするとき、は、原子爆弾被爆者保護施設に収容し、その保護を行うものとする。

（旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い）

第三十九条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができるとする。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができるときは、回数、区間その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

（子又は孫に対する適用等）

第四十条 都道府県知事は、第二十条各号に掲げる者の子（同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。）又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二十条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつてゐる旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十一条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、第三十八条の規

定による収容及び保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十二条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第四十三条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第四十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第四十五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十七条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(審議会の意見の聴取)

第四十八条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十九条 第四十七条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十条 第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十一条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第六章 雑則

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその金額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利等の保護)

第五十三条 この法律に基づき援護を受ける権利

は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

2 この法律に基づく援護を受ける権利及び第三十三条に規定する国債は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第五十四条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十三条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十七条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放

射能の人に及ぼす影響及びこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十九条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第六十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十一条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五条第三項の規定による当該職員の間接に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下旧被爆者医療法という)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に関する旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に關しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に關しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康診断の特例)

第十三条 原子爆弾が投下された際第二条第一項に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第五条の規定の適用については、被爆者とみなす。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十号中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第...号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第...

二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び」を削り、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十二年法律第...号)」を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三 削除

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第八条第一項の表中

検査所	検査所	港及び飛行場における検査及び防疫を行うこと。
国立原子爆弾被爆者保護施設	高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、収容及び保護(治療を含む)を行うこと。	

に改め、同条第七項を同

条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆

第十五条の二中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法（昭和六十二年法律第 号）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和六十二年法律第 号）」に改める。

（老人保健法の一部改正）

第二十一条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（被爆者一般疾病医療費の負担の特例）

第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法（昭和六十二年法律第 号）第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷

又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約二千三百十八億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約二千三百十八億円の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（野間友一君提出）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、二〇〇、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、五七一、〇〇〇円	
第二項症		三、八〇九、〇〇〇円	
第三項症		三、一三九、〇〇〇円	
第四項症		二、四八二、〇〇〇円	
第五項症		二、〇〇九、〇〇〇円	
第六項症		一、六二三、〇〇〇円	
第一款症		一、四八二、〇〇〇円	
第二款症		一、三四七、〇〇〇円	
第三款症		一、〇八〇、〇〇〇円	
第四款症		八六八、〇〇〇円	

第五款症 七六八、〇〇〇円

第八条第二項中「十六万八千円を」を「十八万円を」に、「十一万四千円を」を「十二万円に」、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
第一款症		四、八六三、〇〇〇円	
第二款症		四、〇三五、〇〇〇円	
第三款症		三、四六〇、〇〇〇円	
第四款症		二、八四四、〇〇〇円	
第五款症		二、二八〇、〇〇〇円	

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、四三九、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、四八五、〇〇〇円	
第二項症		二、九〇六、九〇〇円	
第三項症		二、四〇二、五〇〇円	
第四項症		一、九〇四、二〇〇円	
第五項症		一、五四八、七〇〇円	
第六項症		一、二五四、八〇〇円	
第一款症		一、一四〇、八〇〇円	
第二款症		一、〇三八、四〇〇円	
第三款症		八三四、九〇〇円	
第四款症		六七四、五〇〇円	
第五款症		五九三、四〇〇円	
第八条の二第三項の表を次のように改める。			
障害の程度	金		額
第一款症		三、七〇七、二〇〇円	

第二款症	三、〇七六、〇〇〇円
第三款症	二、六三八、一〇〇円
第四款症	二、一六七、四〇〇円
第五款症	一、七三九、一〇〇円

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十一年度約四億円の見込みである。

第二十六条第一項中「百五十一万一千円」を「百五十四万九千四百円」に改める。
第二十七条第一項中「百五十一万一千円」を「百五十四万九千四百円」に、「百十九万六千円」を「百二十二万六千四百円」に改め、同条第三項の表中「三五八、八〇〇円」を「三七〇、六〇〇円」に、「二八二、六〇〇円」を「二九一、二〇〇円」に、「一九一、二〇〇円」を「一九八、一〇〇円」に改める。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則第二条中「この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)」を「改正後の遺族援護法」に、「百五十四万三千四百円」を「百五十四万九千四百円」に、「百五十三万九千円」を「百五十四万五千円」に、「百二十二万二千四百円」を「百二十二万六千四百円」に、「百二十一万八千円」を「百一十二万二千円」に、「三六四、九〇〇円」を「三六六、一〇〇円」に、「二八七、二〇〇円」を「二八八、一〇〇円」に、「一九三、九〇〇円」を「一九四、五〇〇円」に改める。

本修正の結果必要とする経費

昭和六十二年五月二十八日印刷

昭和六十二年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局